

令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

PG02 障害福祉施策等の最近の動向

障害者福祉施策の最新の動向（サービス管理責任者）
児童福祉施策の最新の動向（児童発達支援管理責任者）

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

本科目の獲得目標・概要

内容・目的（標準カリキュラム）

- ・ 障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（サービス管理責任者）
- ・ 児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（児童発達支援管理責任者）

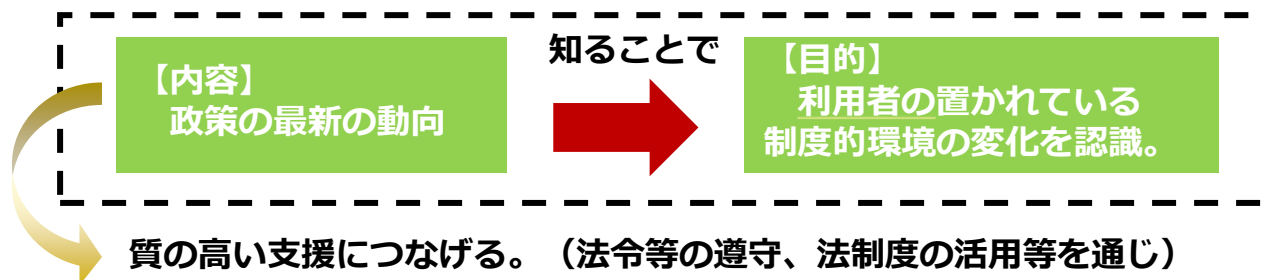
獲得目標

1) 政策の最新の動向についての知識の獲得（更新）

- ・ 基礎的な知識は既習であることが前提
- ・ 知識は膨大であり、60分という所要時間からみても、網羅的・体系的に取り扱うことは不可能。

2) 自らの有する知識や理解の振り返り、再構築

⇒ 本科目（研修）以外でも ・継続的な学び ・常に知識（情報）を更新する姿勢 が必要



本科目の内容

講義の流れ（60分）

【総論】

- 1 障害福祉・児童福祉施策の概要

【各論】（例）

- 2 障害福祉サービス等の現状
- 3 相談支援
- 4 地域の体制整備や地域づくり
- 5 虐待防止・権利擁護と意思決定支援 ★
- 6 就労支援 ★
- 7 強度行動障害を有する者への支援
- 8 障害児支援 ★
- 9 障害福祉関連の動向

★ は専門コース別研修部分の研修資料を参照のこと。

基本的には資料ひとつひとつの説明は行いません。
各論部分は資料集と認識してください。

1

障害福祉・児童福祉施策の概要

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（１）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向

- 障害者雇用・福祉施策の連携強化
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム等
- 障害者総合支援法改正法の施行後３年を目途とした見直し

→ ・社会保障審議会障害者部会における議論（終了）

●障害福祉サービス等

- ・R6 障害福祉サービス等報酬改定

●障害福祉計画・障害児福祉計画

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

●法整備

- ・障害者総合支援法等
- ・読書バリアフリー法
- ・医療的ケア児支援法
- ・障害者差別解消法
- ・児童福祉法・子ども大綱
- ・手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）

前提としておさえおくべき法令等（例）

●福祉サービス等

- ・障害者総合支援法
- ・児童福祉法
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法

●理念その他

- ・日本国憲法
- ・障害者権利条約、子どもの権利条約
- ・障害者基本法
- ・障害者虐待防止法、児童虐待防止法
- ・障害者差別解消法

【参考（行政サービスや施策のポータルサイト）】

e-gov: <https://www.e-gov.go.jp/>

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（２）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向（続き）

●虐待防止、権利擁護の推進

- ・基準省令改正（虐待防止の取組義務化等、身体拘束等の適正化推進）
- ・成年後見制度
- ・意思決定支援
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

●ICT、AI、ロボット等のテクノロジー活用推進

●福祉人材の確保

●サービスの質の確保、向上

関連分野を含めた施策等の動向

●感染症対策・自然災害対策

- ・基準省令改正（業務継続計画策定、訓練等の義務化）
- ・災害対策基本法改正、指針・ガイドライン等の改正
- ・水防法、都市再生法、都市計画法等改正

●社会福祉法改正

- ・重層的支援体制整備事業ほか

●住生活基本法関連

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

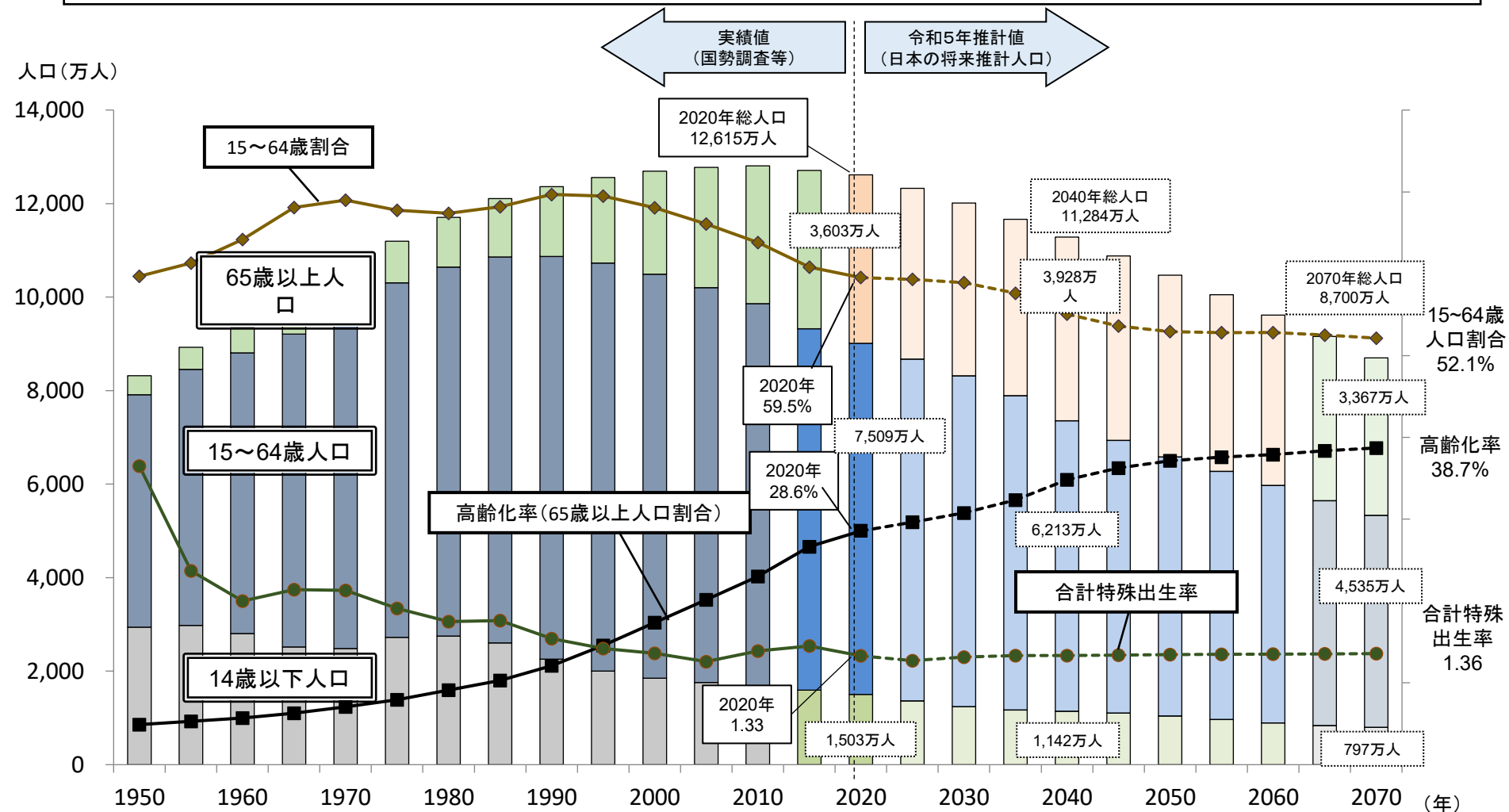
2

障害福祉サービス等の現状

ひと、くらし、みらいのために

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



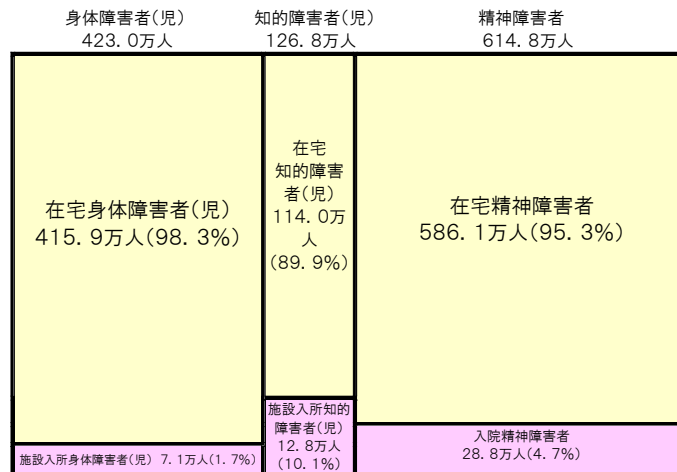
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

障害者の数

- 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

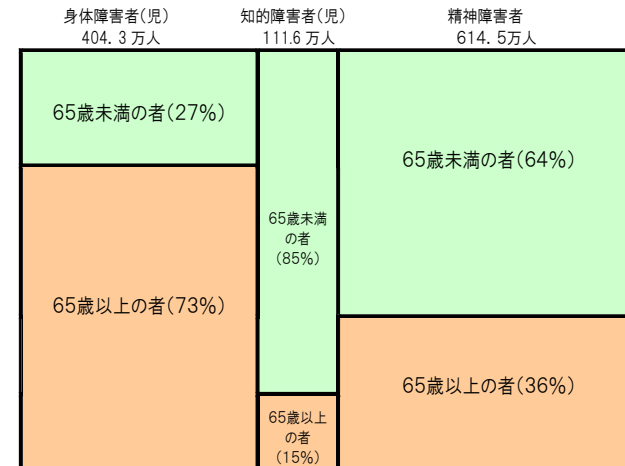
(在宅・施設別)

障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%)
 うち在宅 1116.0万人(95.8%)
 うち施設入所 48.7万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 53%
 65歳以上 47%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。

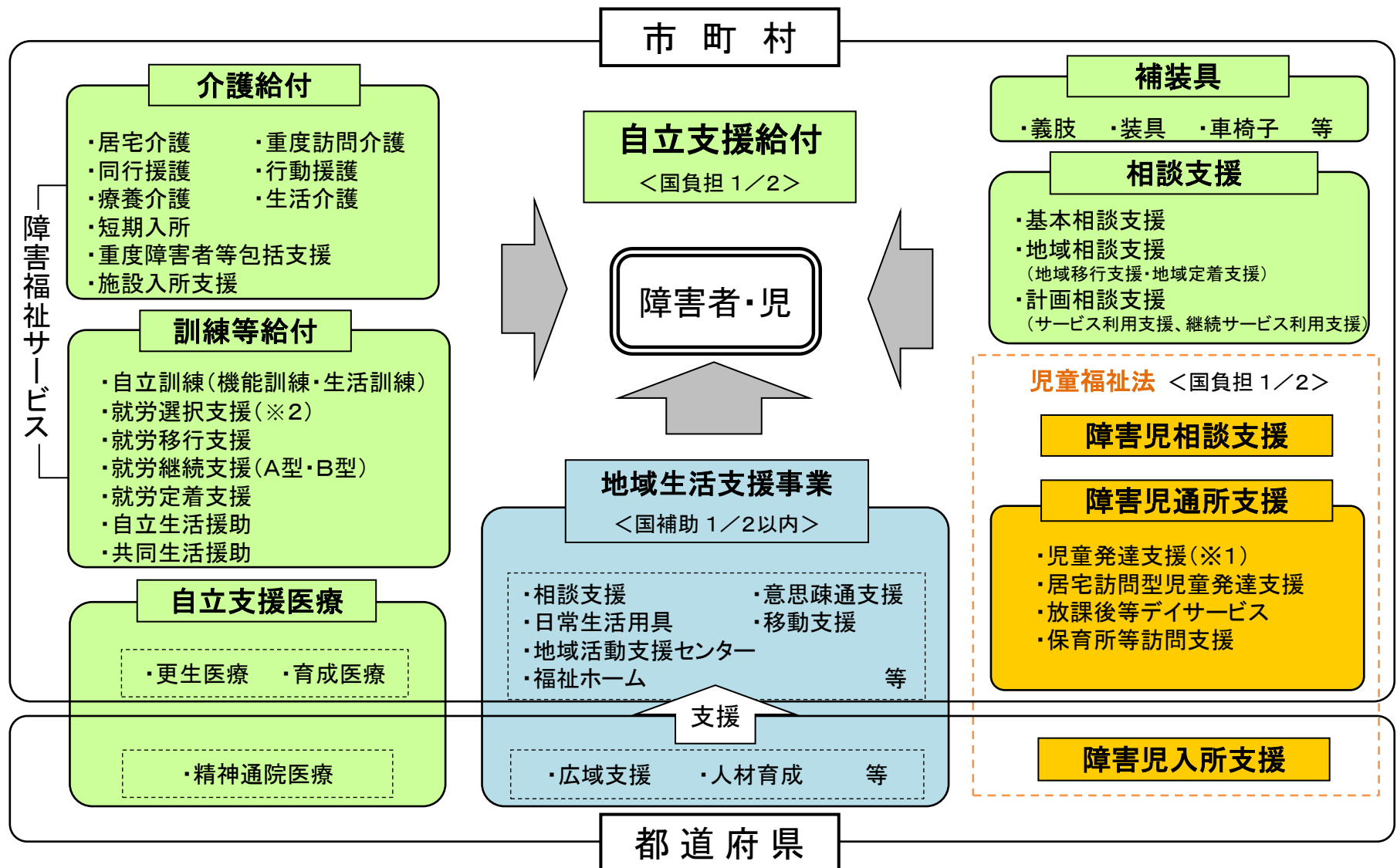
※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)で算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である(各種別ごとの人数を単純に合計)。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※1) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日公布)により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。

(※2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日: 令和7年10月1日)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	213,418	22,648
		重度訪問介護 者	13,853	7,582
		同行援護 者 児	27,303	5,709
		行動援護 者 児	17,232	2,376
		重度障害者等包括支援 者 児	39	11
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	64,750	6,650
		療養介護 者	21,143	259
		生活介護 者	304,282	13,010
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援 者	121,521	2,527
		自立生活援助 者	1,219	287
		共同生活援助 者	203,271	14,438
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,162	184
		自立訓練（生活訓練） 者	15,530	1,387
		就労移行支援 者	37,086	2,836
		就労継続支援（A型） 者	85,339	4,382
		就労継続支援（B型） 者	388,016	18,704
		就労定着支援 者	18,874	1,717

（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7 年 3月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

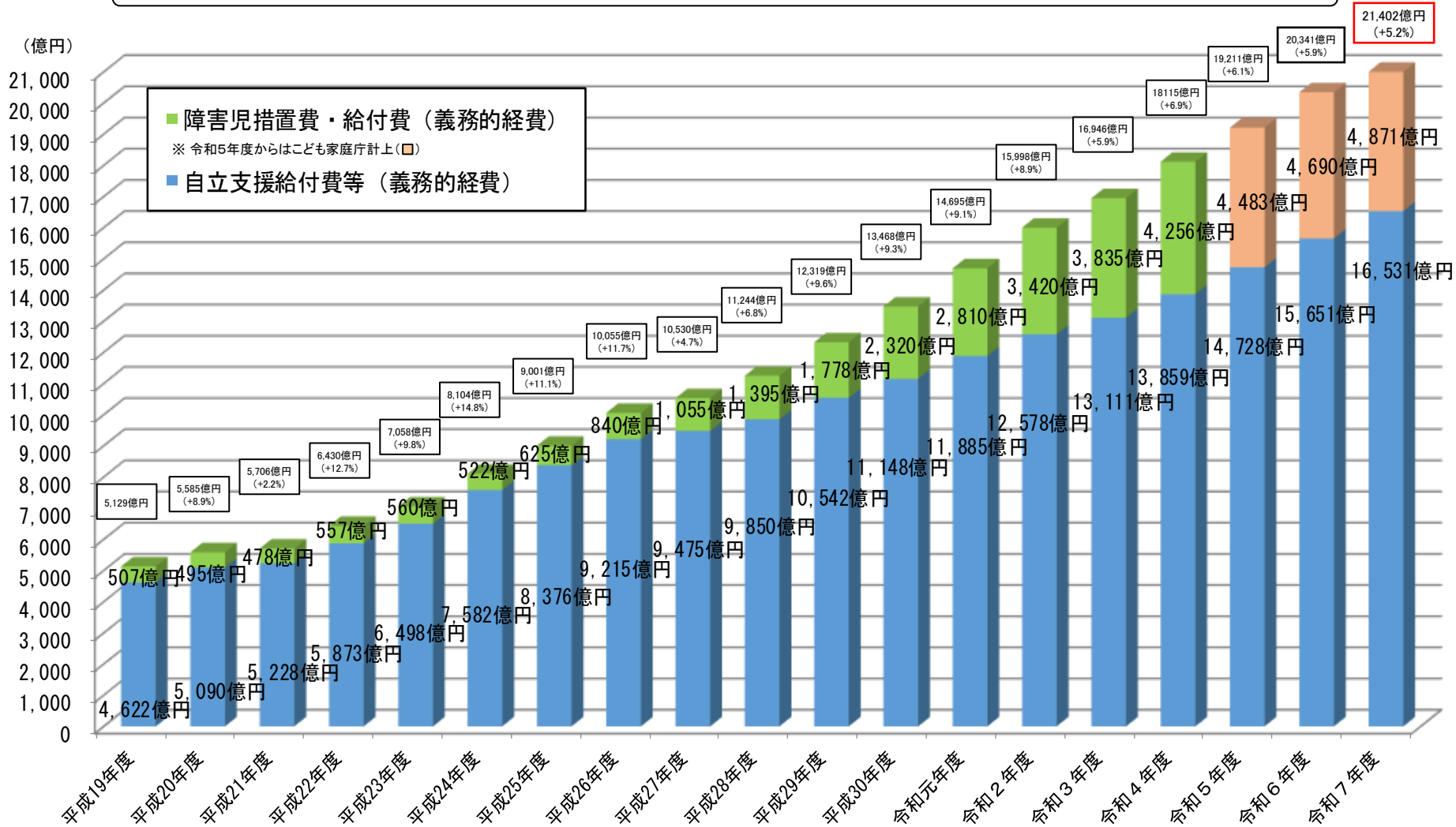
サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	209,916	14,026
		センター以外 児		
	訪問系	放課後等デイサービス 児	377,024	22,859
		居宅訪問型児童発達支援 児	404	135
		保育所等訪問支援 児	26,018	2,301
入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	1,303	184
		医療型障害児入所施設 児	1,704	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	277,018	10,721
		障害児相談支援 児	118,682	7,176
		地域移行支援 者	742	343
		地域定着支援 者	4,582	543

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7 年 3月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は18年間で約4倍に増加している。



3

相談支援

ひと、くらし、みらいのために

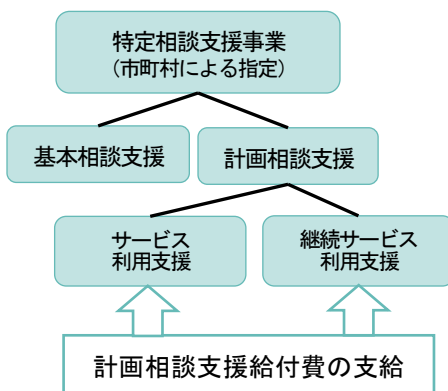
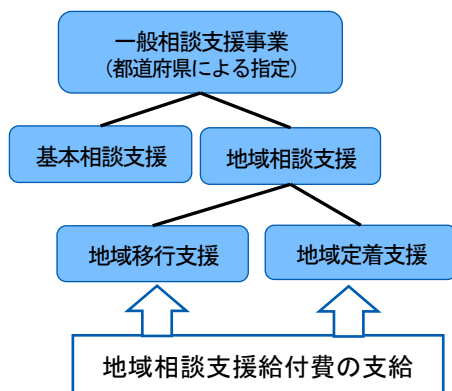


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

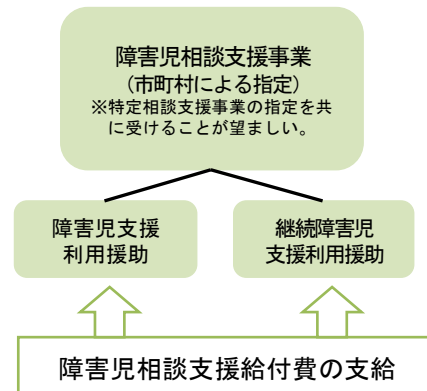
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



<児童福祉法>



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

障害者相談支援事業（必須事業）
※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う（基本相談支援のみを行う場合等）。

地方交付税措置

基幹相談支援センター

※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター
機能強化事業（補助金）

現行の相談支援体制の概略

出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% ※箇所数は1,309ヶ所(R6.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,560市町村（90%） ■ 単独市町村で実施 1,056市町村（61%） ※R6.4時点 ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 （業務に支障なければ兼務可）、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 111,472ヶ所 (R4.4) 26,028人 11,846カ所 (R5.4) 27,028人 12,324カ所 (R6.4) 28,661人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所(18%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち 1 以上は相談支援専門員、 管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4) 3,861カ所 (R5.4) 3,837カ所 (R6.4)

相談支援員の配置促進のための調査研究

令和6年度障害者総合福祉推進事業

本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

本調査研究の概要

1) 相談支援事業所調査・相談支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所で、かつ主任相談支援専門員を配置している事業所、および当該事業所で従事している相談支援員を対象にWebアンケートを実施
【回答】事業所：119カ所、相談支援員：30人

2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談支援事業所を対象にオンラインによるヒアリング調査を実施（プレヒアリング：2カ所、上記アンケート調査から抽出：4カ所）

3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方の資格取得が可能な4年制大学で、障害福祉に関わる授業を担当している教員、および学生（3年生）を対象にWebアンケートを実施
【回答】教員：57人、学生：259人

調査結果の概要

【相談支援事業所調査】

- ・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
- ・配置のメリットとして、実践を通した育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

【相談支援員調査】

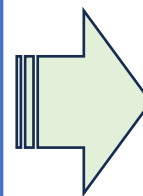
- ・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移行しやすい

【ヒアリング調査】

- ・〔事業所〕人材不足を補い、相談支援専門員の業務をサポートできる等即戦力となる一方で、法人・事業所における人材育成の強化が必要
- ・〔相談支援員本人〕担当できる業務が増え、経験を積むことができる

【養成機関に関する調査】

- ・〔教員〕学生が障害福祉分野に興味を持つには、現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
- ・〔学生〕相談支援専門員の認知度は88.4%。84.6%が「相談支援員」に関心がある



「相談支援員」の周知用リーフレット



(令和7年4月28日付事務連絡により周知)

URL：[001510898.pdf](https://www.hokkaido.go.jp/001510898.pdf)

支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

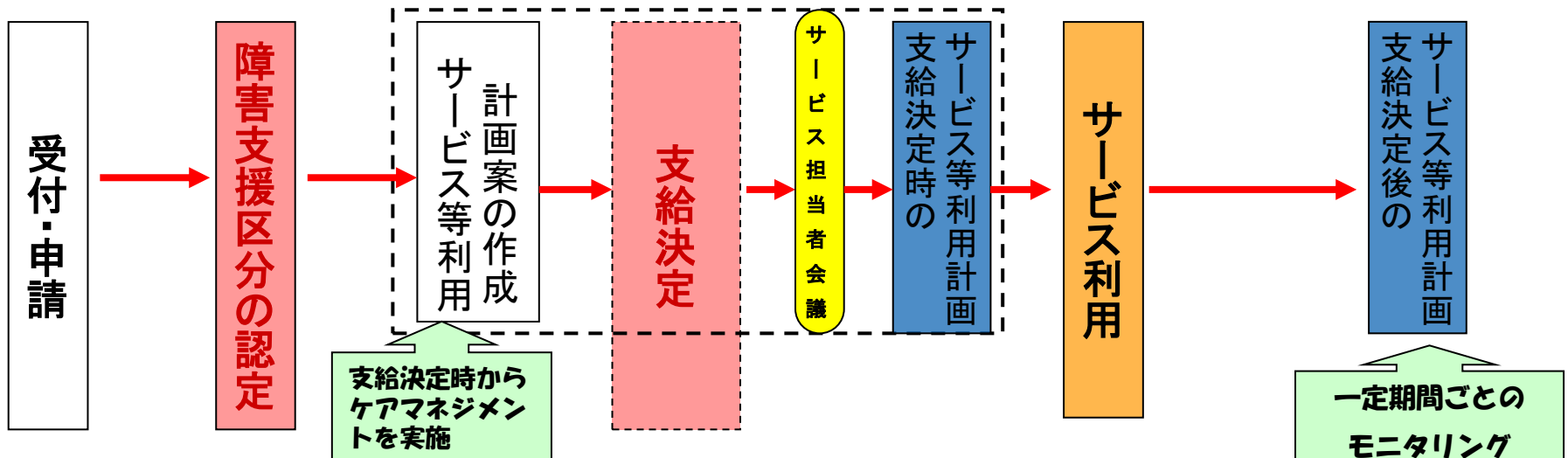
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

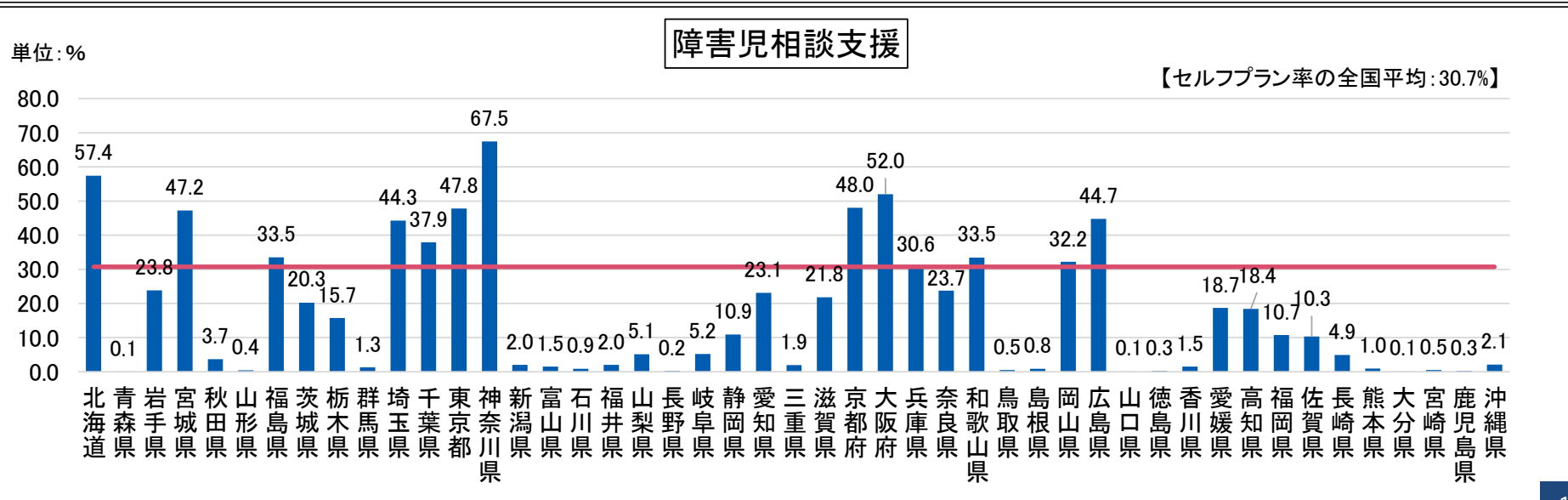
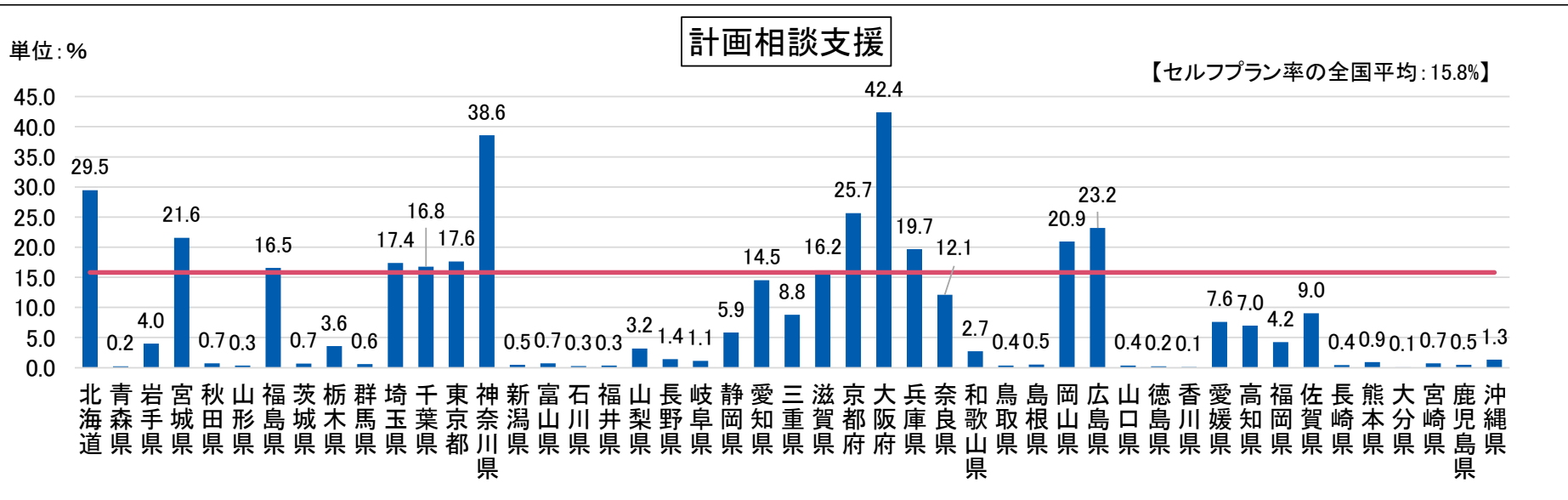
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)





セルフプラン率について（令和6年3月末時点）

出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

- セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いしているところ。

（厚生労働省）：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁）：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

全市町村を掲載（以下の区分別）

- ・政令指定都市
- ・特別区
- ・中核市
- ・一般市（人口20万人以上）
- ・一般市（人口10万～20万人未満）
- ・一般市（人口5万から10万人未満）
- ・一般市（人口5万人未満）
- ・町村（人口2万人以上）
- ・町村（人口1万～2万人未満）
- ・町村（人口5千～1万人未満）
- ・町村（人口3千～5千人未満）
- ・町村（人口3千人未満）

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等受給者数	セルフプラン率	障害児通所支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

モニタリング実施期間の決定方法

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項

並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**（施行規則第6条の16）

市町村においては、**利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること。**

（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）

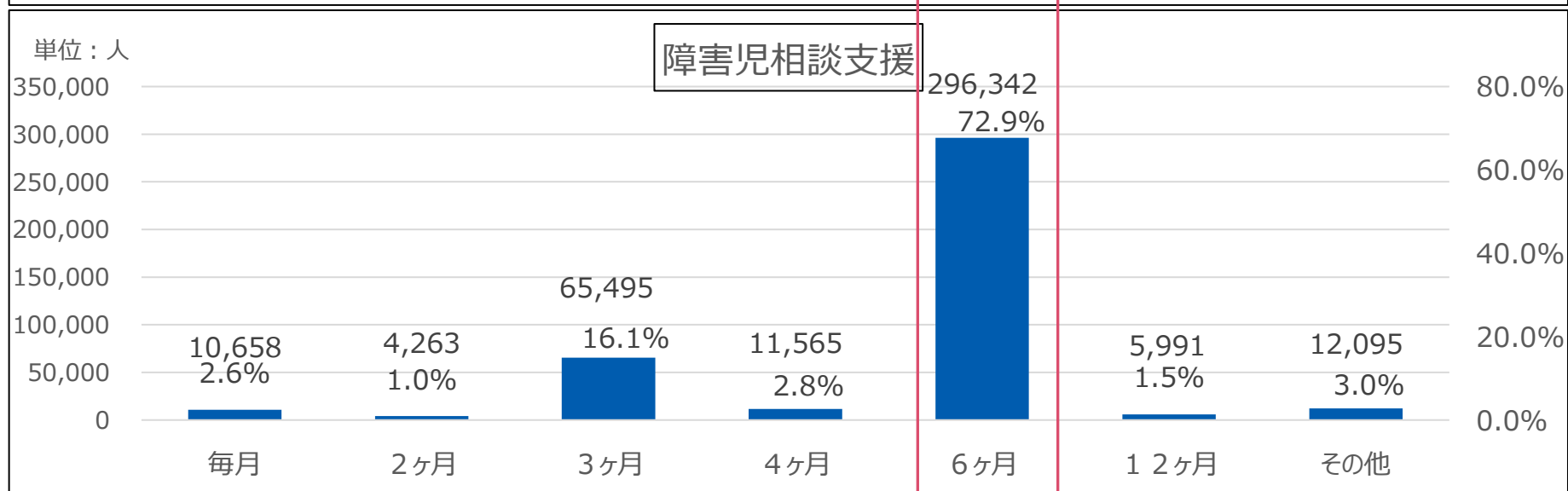
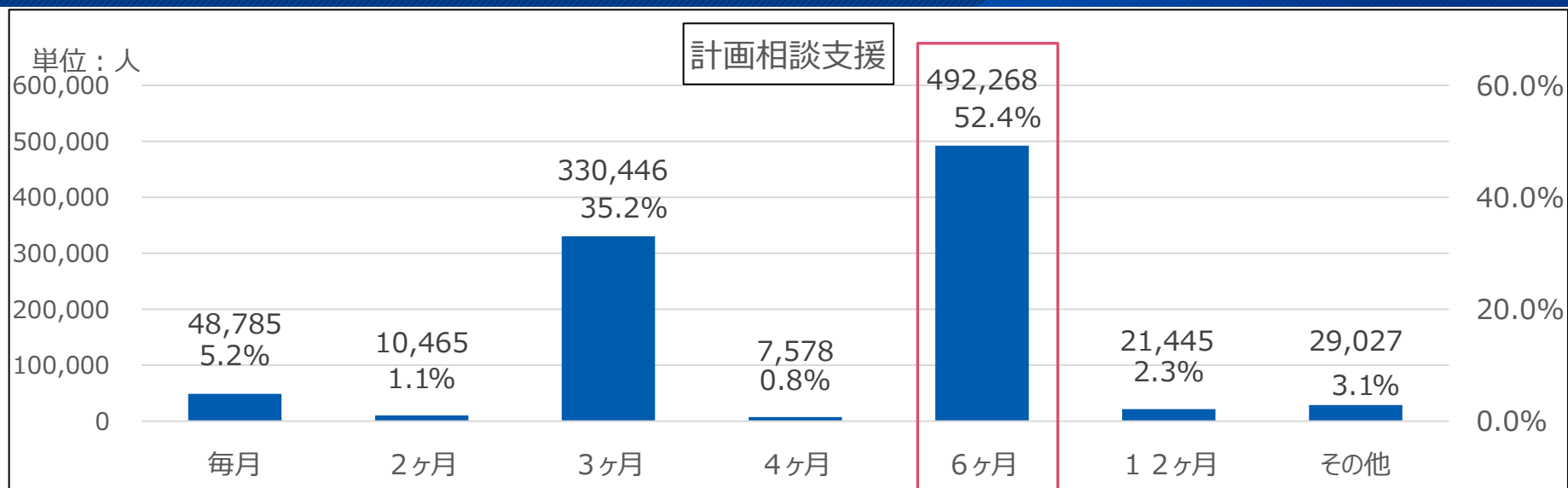
モニタリング実施標準期間（施行規則第6条の16）

対象者（利用する障害福祉サービス等）		実施標準期間
サービスの種類・内容・量に著しく変動のある支給決定を受けた者 ※新規サービス利用者は原則として全ての者が該当		1月間 (利用開始から3月に限る)
在宅障害者等	集中的に支援が必要な者 ① 入所施設からの退所等により、一定期間、集中的に支援が必要な者 ② 単身独居の場合や家族状況等により自ら事業者との連絡調整を行うことが困難な者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練、自立生活援助を利用する者	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者	6月間 (★の場合は3月毎)
【施設入所者等】障害者支援施設（国立のぞみの園を含む）、療養介護、重度障害者等包括支援、地域移行支援を利用する者		6月間

★ 65歳以上で介護保険の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントを受けていない者

モニタリングについて（令和6年3月末時点）

出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

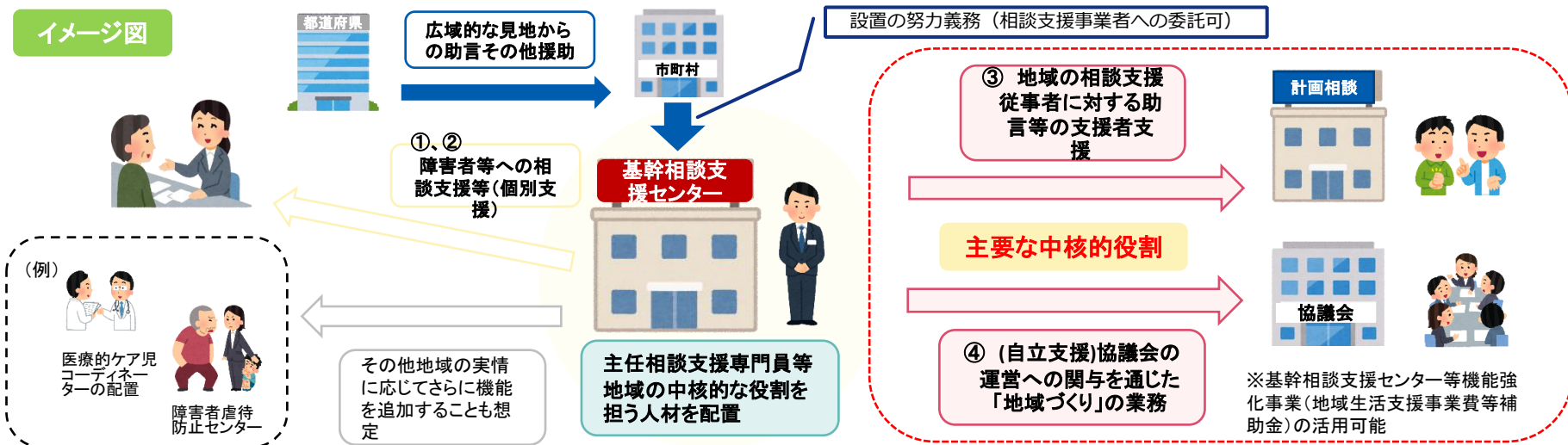
個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新 ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新 ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)

③④が主要な
「中核的な役割」

※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) 新

イメージ図



基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数（501億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

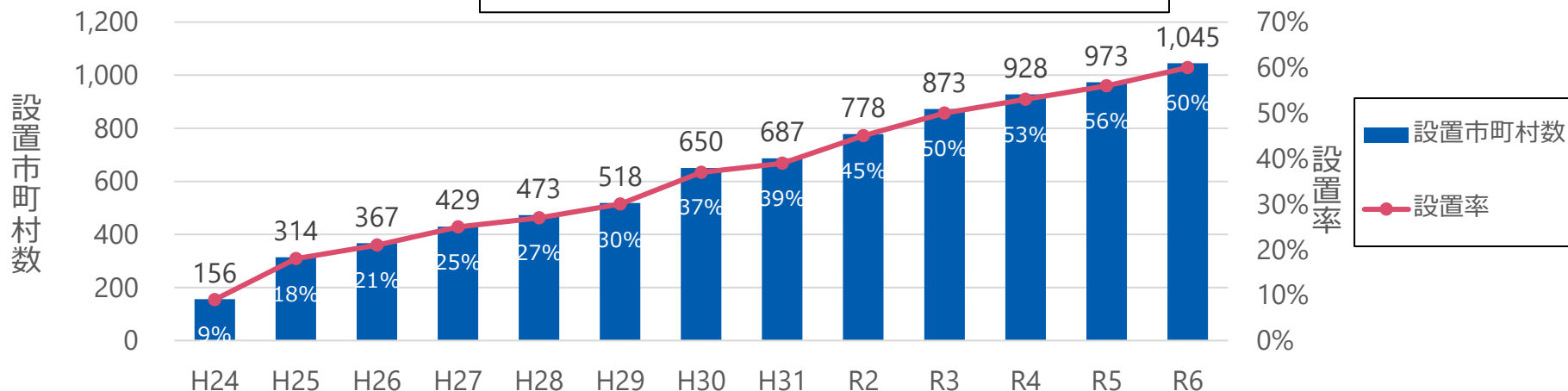
現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

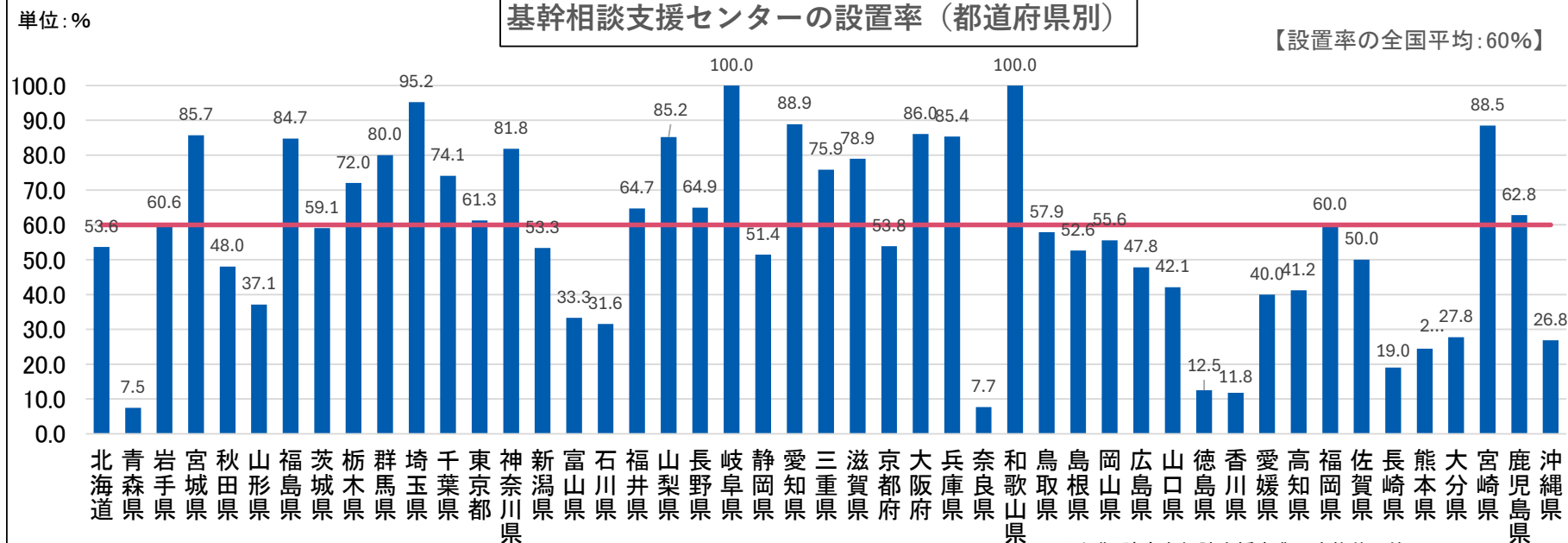
基幹相談支援センターについて（令和6年4月1日時点）

基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均:60%】



（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について

(自立支援) 協議会について

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報^新を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) ^新※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等は^新この求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項)
- 協議会関係者は、^新守秘義務を有する。(法第89条の3第5項) ^新(自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン (改定版) 5月発出済
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。
(法第89条の3第5項) ^新

(自立支援) 協議会の現状等について

○ 設置状況 (R6.4月時点)

市町村: 1,689自治体(設置率約97%)

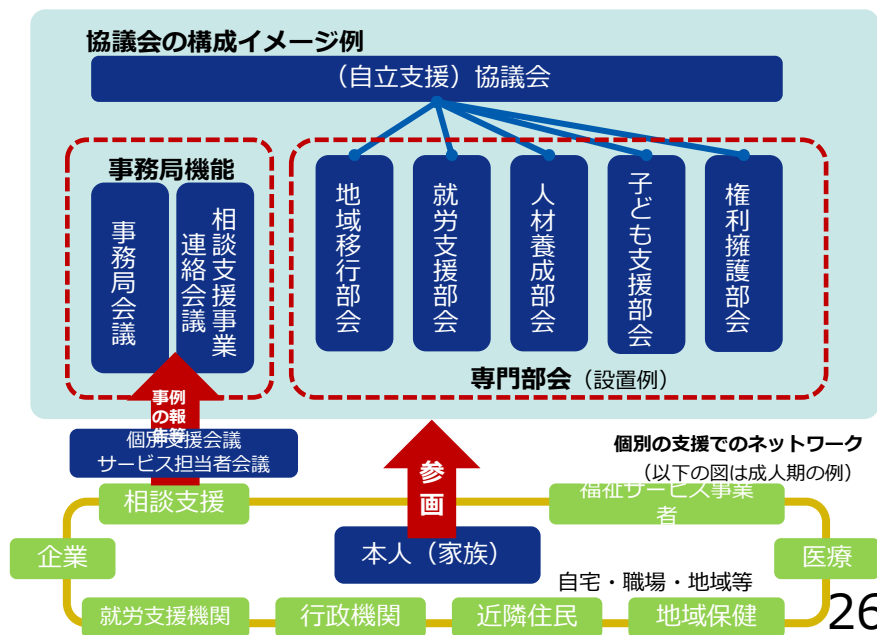
※協議会数: 1,212箇所

都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の^新実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



（自立支援）協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,212箇所

都道府県：47自治体(設置率100.0%)

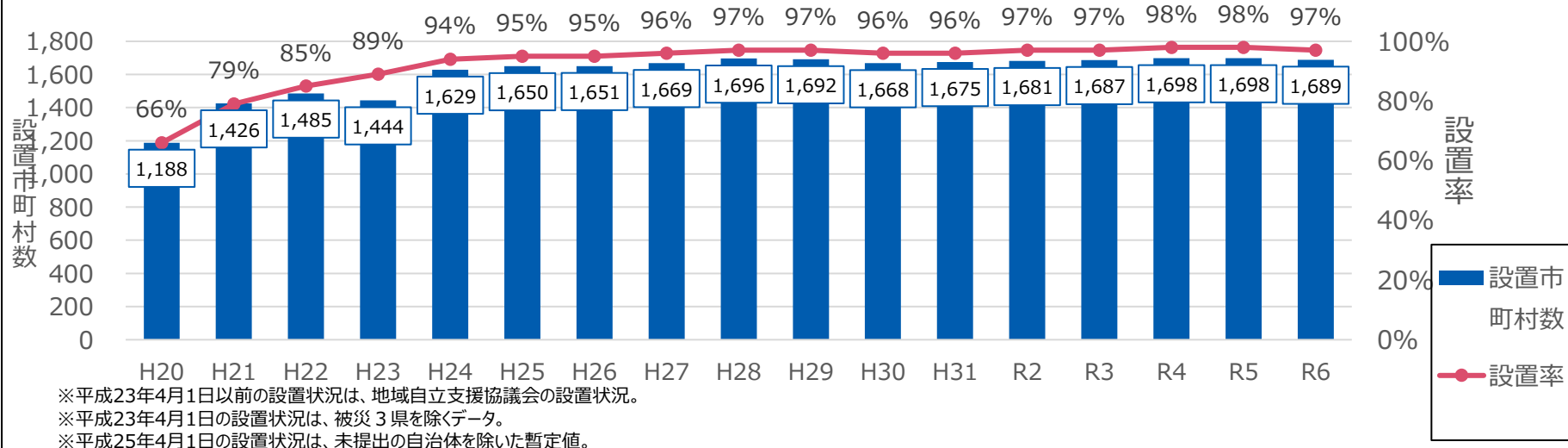
※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

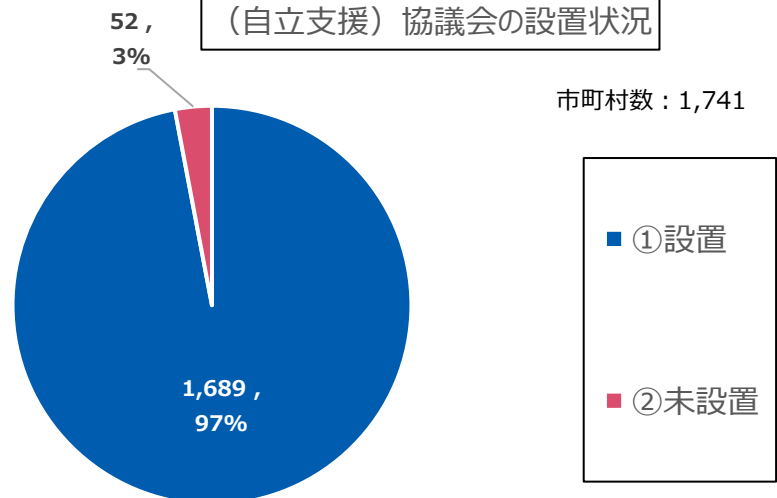
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

（自立支援）協議会について（令和6年4月1日時点）

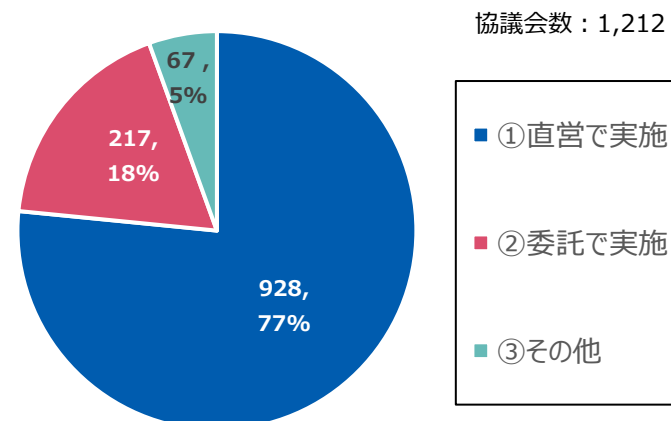
（自立支援）協議会の設置状況（経年比較）



（自立支援）協議会の設置状況



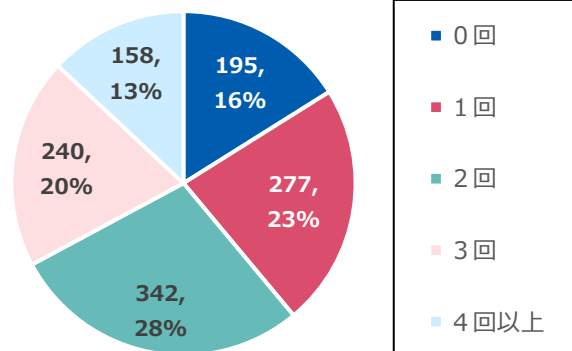
（自立支援）協議会の事務局の運営方法



(自立支援) 協議会 専門部会について (令和6年4月1日時点)

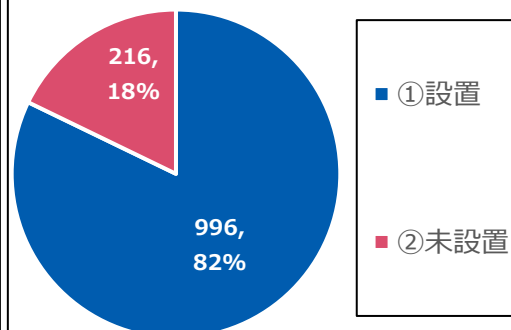
(自立支援) 協議会の
開催実績 (令和5年度) ※専門部会を除く

協議会数 : 1,212



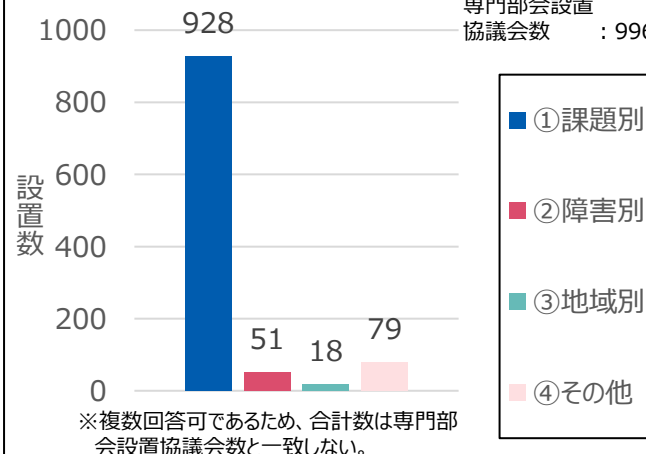
(自立支援) 協議会専門部会
の設置状況

協議会数 : 1,212



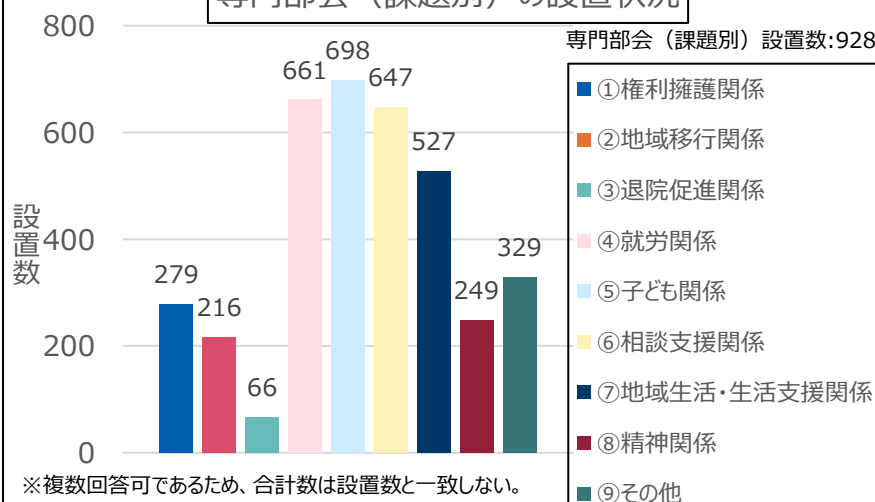
(自立支援) 協議会の専門部会の種類

専門部会設置
協議会数 : 996



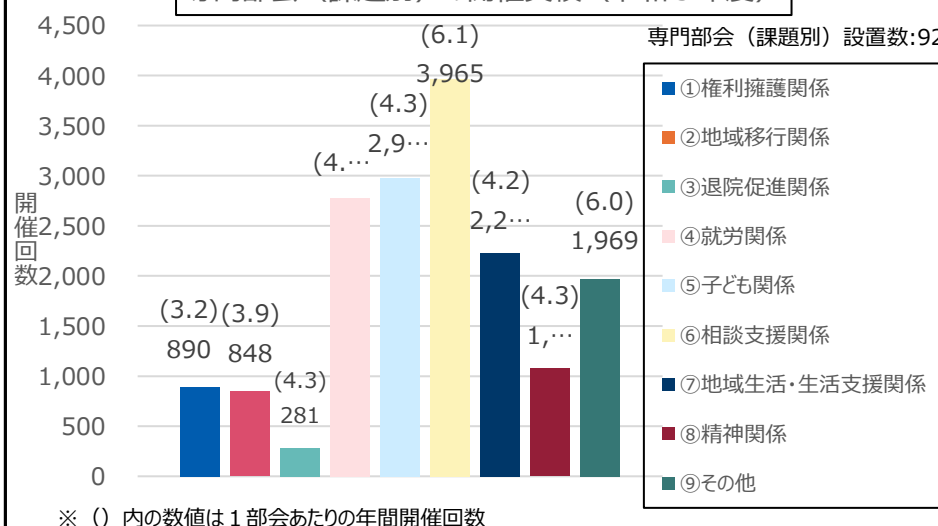
専門部会 (課題別) の設置状況

専門部会 (課題別) 設置数:928



専門部会 (課題別) の開催実績 (令和5年度)

専門部会 (課題別) 設置数:928



都道府県（自立支援）協議会について（令和6年4月1日時点）

設置状況・運営方法

【設置状況】

○設置済み：47都道府県

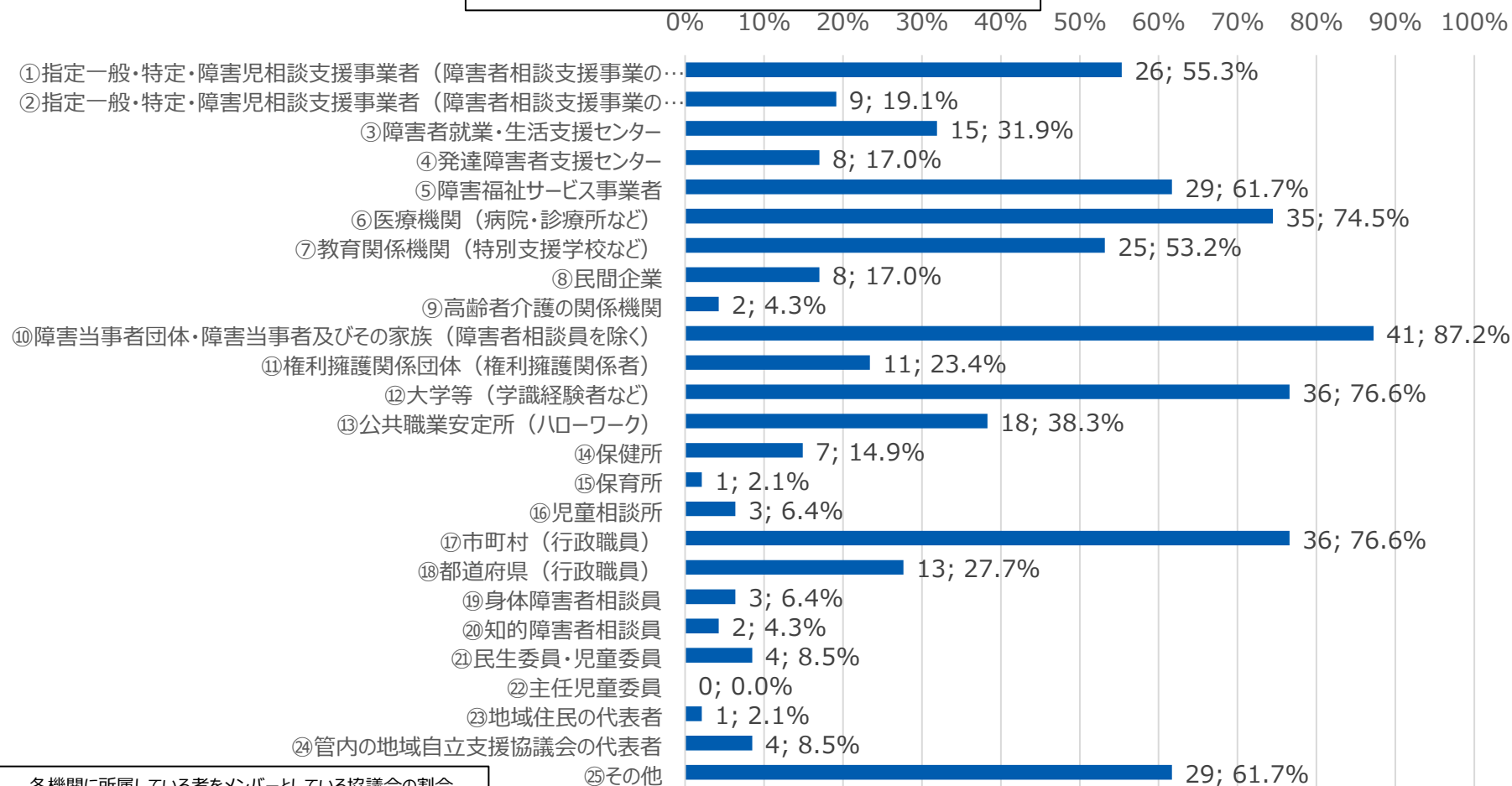
【運営方法】

○直営：46都道府県

○委託：1都道府県

（自立支援）協議会の構成メンバー（所属別）

設置都道府県数：47



各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

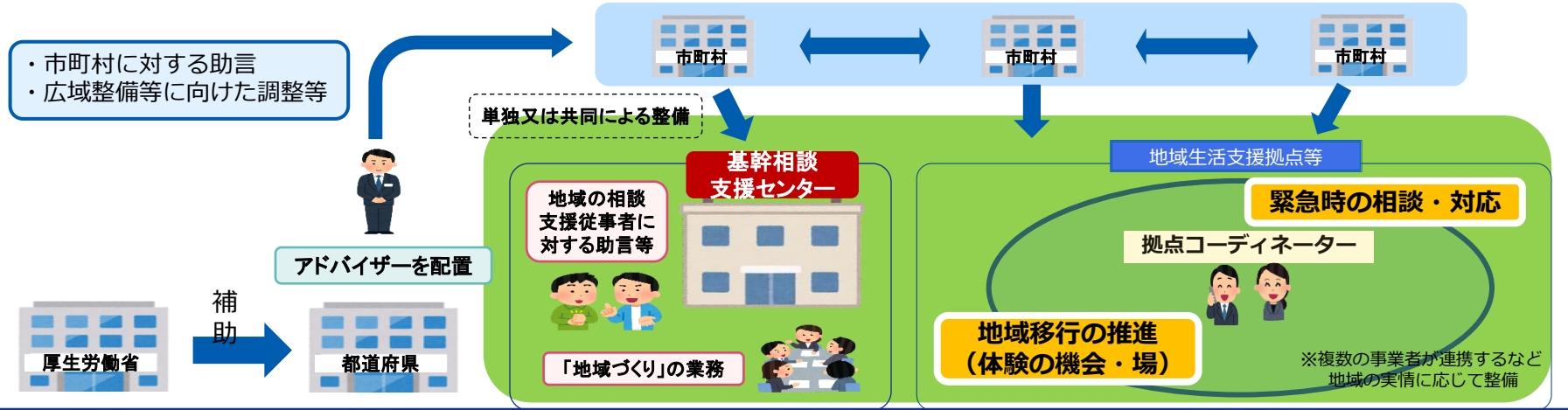
令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円） ※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

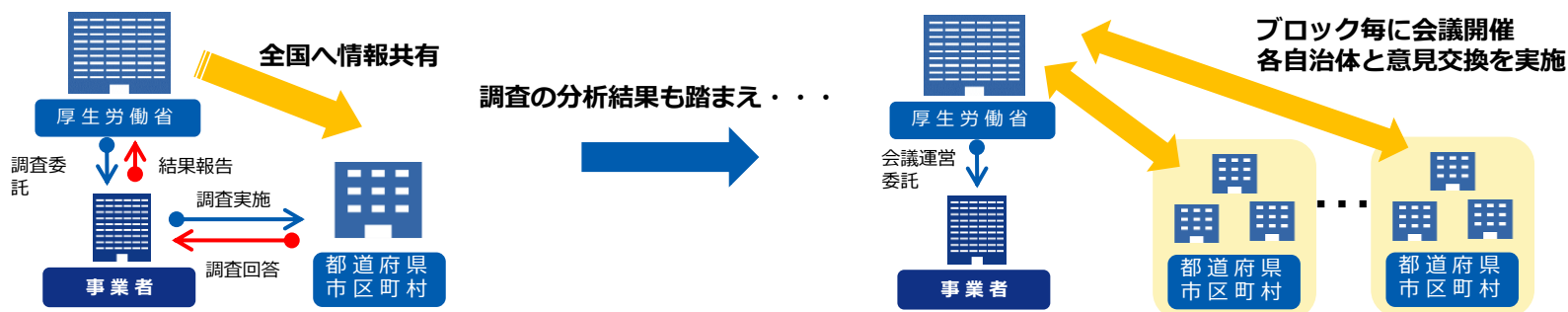
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- ・ 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

4

地域の体制整備や地域づくり

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害福祉計画・障害児福祉計画（基本指針）

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】

- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

(参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

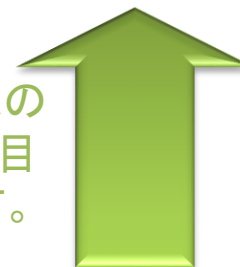
- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定



成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。



目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

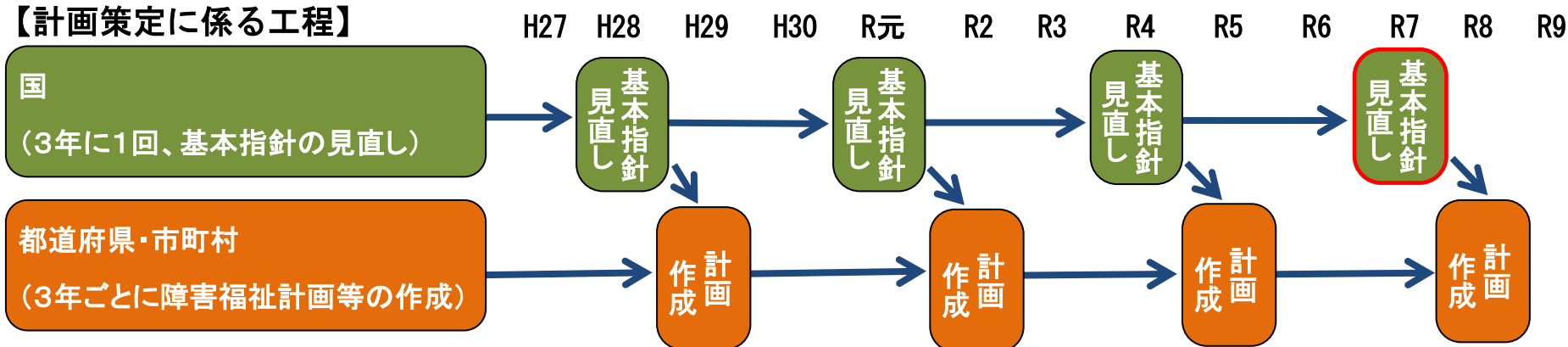
- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

障害者の地域移行・地域生活

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】

地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすいするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

今後のスケジュール

(令和6年度)

今後の検討の材料を整理するため、以下を行う。

- ・ 先行研究の整理
- ・ 取組事例（積極的に地域移行を進めている事例、医ケア者等が地域生活を実現できている事例など）の収集・整理
- ・ 委員、協力団体から意見収集
- ・ 実態調査（当事者へのヒアリング調査も含む）

- 7月2日 第1回検討会開催。事前に委員・協力団体から意見をいただき、意見をカテゴリーごとに整理の上、実態調査すべき事項を整理。
- 9月19日 第2回検討会開催。第1回検討会の委員等意見を踏まえ調査項目等の整理。
- 11月22日 障害者支援施設の実態調査を実施（悉皆調査。実査期間は約1か月。×切1/5。）
- 11月29日 入所施設の待機者の把握状況調査（都道府県、指定都市、中核市に調査。×切1/10。）
- 2月～ 地域移行実績等のある障害者支援施設・法人へのヒアリング調査、当事者や親へのヒアリング調査を実施（10施設・法人等にヒアリング。実査期間は2か月）
- 2月5日 第3回検討会開催。（調査票の集計・分析結果、事例等について議論）
- 3月11日 第4回検討会開催。調査結果、ヒアリング結果のとりまとめ。年度末までに報告書作成。

(令和7年度)

厚労省で検討会を立ち上げ（令和7年5月26日）、障害福祉計画の基本指針の見直し、令和9年度報酬改定等に向けて報告書をまとめる。

障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

今後のスケジュール

- 令和6年 8月19日 第1回検討委員会開催。事前に委員からは意見をいただき、マニュアル骨子案の検討を行うとともに、ヒアリング調査の内容とヒアリング対象施設・法人について議論。
- 令和6年10月15日 第2回検討委員会開催。前回委員意見を踏まえたマニュアル骨子案の提示、ヒアリング対象施設・法人の決定、ヒアリング調査時の調査項目について議論。
- 令和6年12月15日 第3回検討委員会開催。ヒアリング調査結果の報告、マニュアル修正案、報告書骨子案について議論予定。
- 令和7年 2月18日 第4回検討委員会開催。マニュアルの内容について委員意見の集約。
- 令和7年3月下旬 委員意見反映の上、地域移行等意向確認等の指針作成マニュアル、報告書のとりまとめ。

委員からの事前の意見聴取

(マニュアルの在り方)

- ガイドラインで定義や大枠を示しているため、マニュアルでは現場の支援に活用できるような具体的な手法を示したい。
- 単なる意向確認のための個別支援計画の作り方が記載されているのではなく、意向確認の進め方や意向確認をすべきタイミング等の具体的な情報が入っていると良い。
- 実際の現場では全体の半数くらいが代行決定になってしまった事例もあり、意思決定支援の方法について様々なバリエーションを具体的に示すことが必要。

(実効性の高いマニュアルにする工夫)

- 簡易版を作成するなど、現場の職員の方に活用してもらいやすい工夫が必要。
- ヒアリングをして現場の職員の方の意見を聞くが、今年度マニュアルを作成した後、実際にマニュアルに沿って一定期間実践していただき、必要に応じて内容を更新していくべき。

障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（概要） （令和6年度障害者総合福祉推進事業）

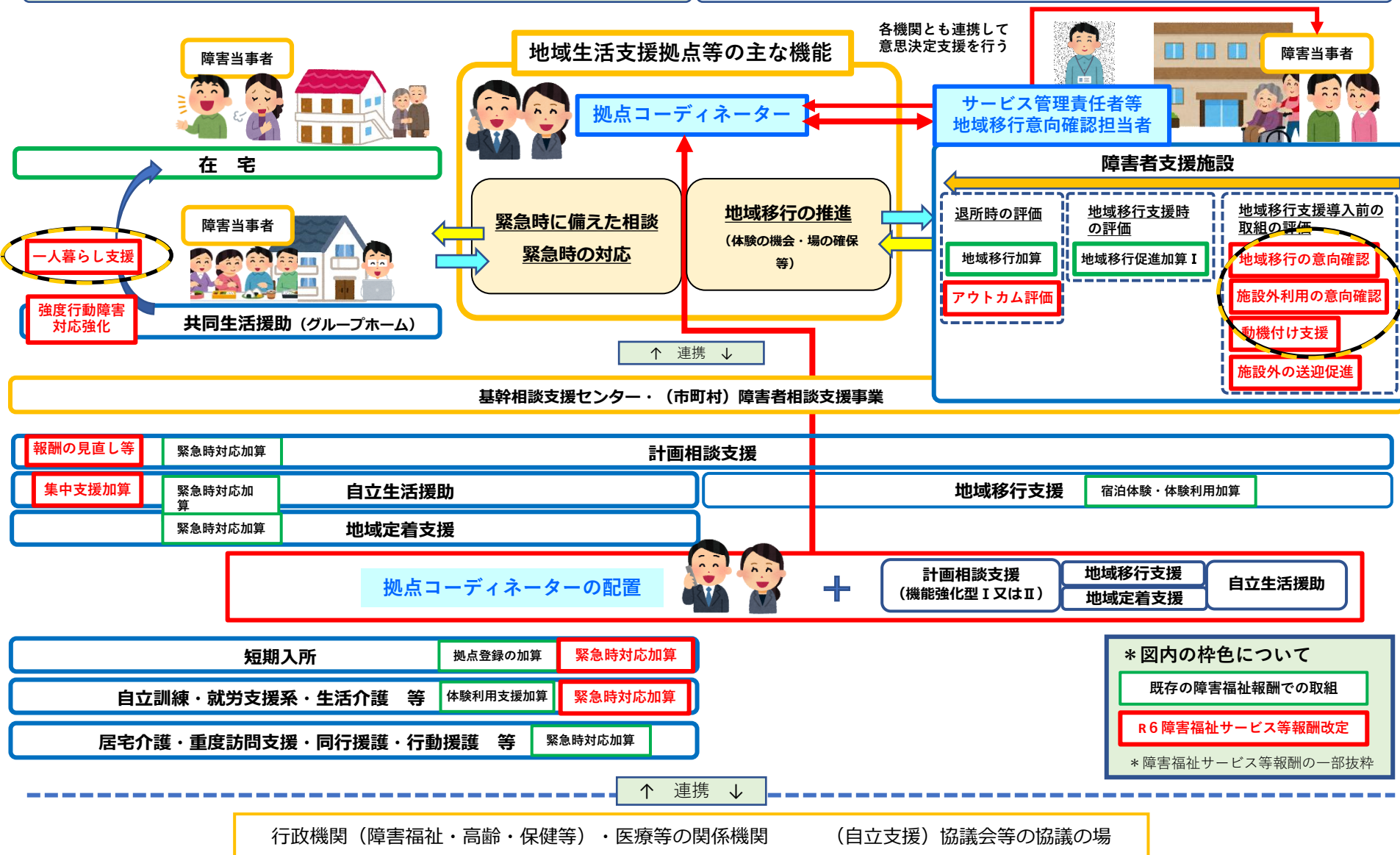
- 地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するマニュアル

作成の目的	- すべての入所者に対して地域移行等の意向の確認をすることが令和6年度から努力義務化、令和8年度からは義務化される。 - 意向確認の実施状況及び実際の支援方法は施設によって様々である。 →こうした現状を踏まえ、地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、施設における地域移行等の意向確認マニュアルを作成
想定する読み手	- 主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するものとしての位置づけ - また、相談支援専門員をはじめとする地域の関係者や、利用者の家族も読み手となることを想定し、地域の関係機関の役割や連携についても言及
作成のポイント	- 国の意思決定支援ガイドラインを踏まえつつ、現場の支援に活用できるような具体的なアプローチ、メソッド等を示している。 - 基準省令等で示されている内容を踏まえつつ、先行研究（好事例）やヒアリング調査から得られた示唆等を受け、委員による議論を基にマニュアルとして記載すべき内容を追加。 - 文章だけではなく、表や図・イラスト等も多く含めるとともに、簡易版も作成するなど、より現場の職員が手に取りやすい工夫を行っている。
対象とする範囲	- 障害者支援施設に入所している利用者の地域移行等に係る意向確認を対象とする。 - 意向確認が必要な場面として、入所直後のアセスメント時や、その後の日中活動や地域移行等に関する意向確認についてフロー図で示し、本マニュアルの対象範囲を明示する。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

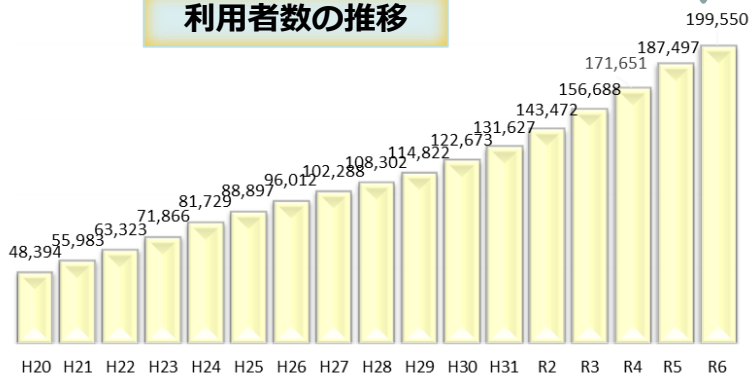
- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**

★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移



R6.12月実績

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	・主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助 ・居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助（日中サービス支援型を除く。）		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	障害支援区分に応じて 600単位～171単位	障害支援区分に応じて 997単位～253単位	171単位～115単位 標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 96単位～
事業所数	11,857事業所	1,242事業所 （平成30年4月～）	1,148事業所
利用者数	167,004人	18,441人 （平成30年4月～）	14,105人

利用者数合計 199,550人

事業所数・利用者数については、国保連令和6年12月サービス提供分実績

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現 行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算

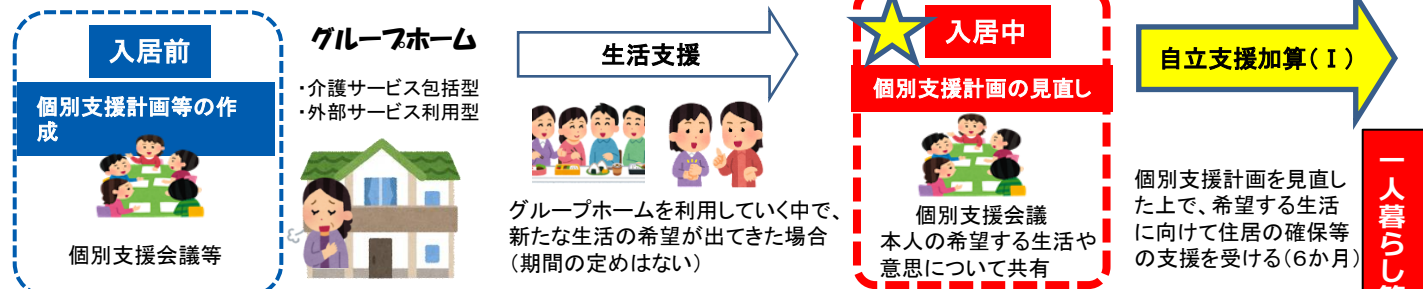
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**500単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**400単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6：1以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位／日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600単位** 区分5：**456単位** 区分4：**372単位** 区分3：**297単位** 区分2：**188単位** 区分1以下：**171単位**（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位／日** 区分3以下 **77単位／日** * 特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位／日** 区分3以下 **31単位／日** * 特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置
体制加算
新基本
報酬



各種
加算
各種
加算

③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合には、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜地域との連携等【新設】＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



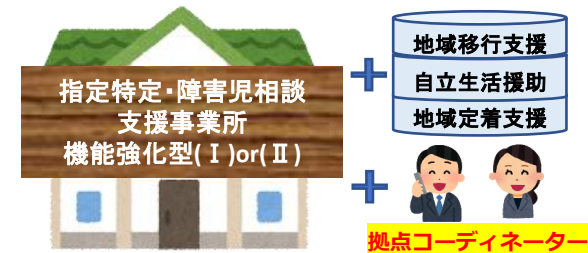
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位／日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

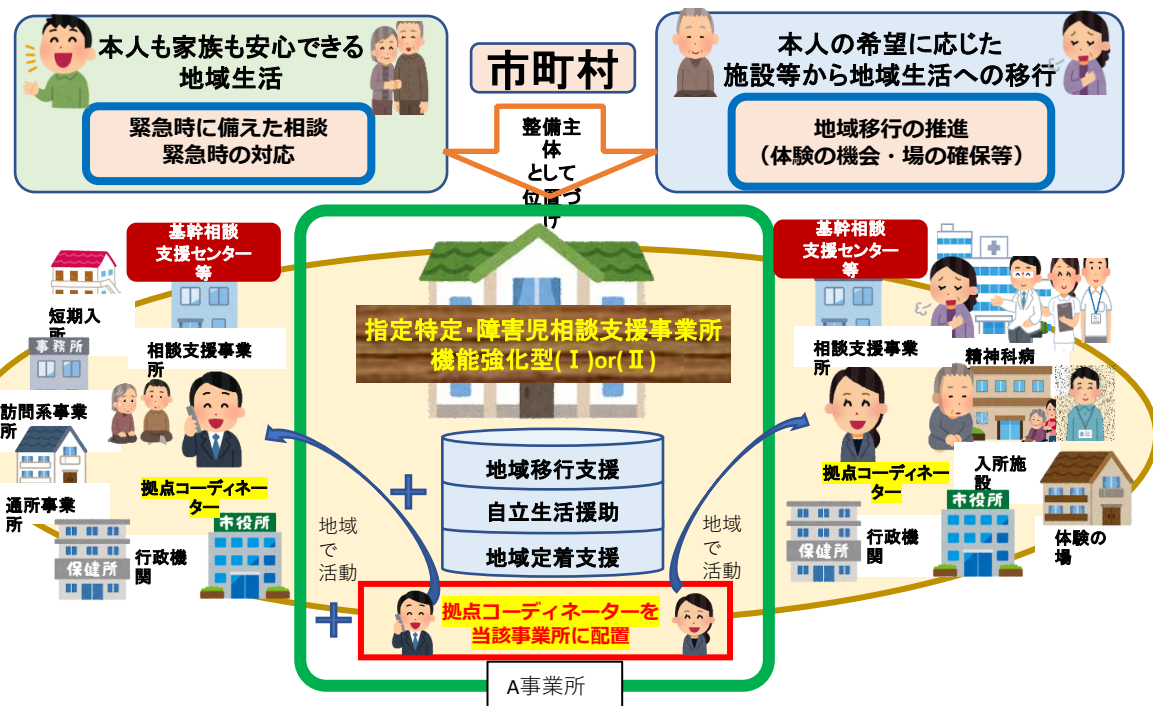
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位／日**

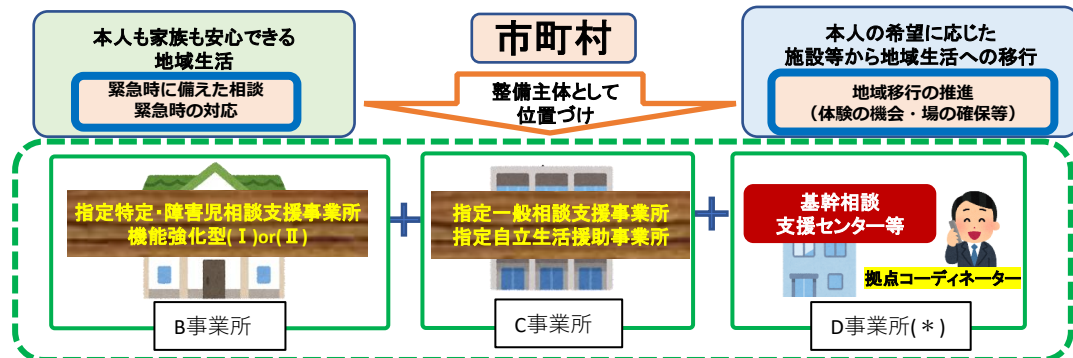


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

5

虐待防止・権利擁護と意思決定支援

※ 専門コース別研修（意思決定支援コース）

意思決定支援コース研修の内容も参照のこと

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

意思決定支援

詳細については、専門コース別研修 意思決定支援コース資料を活用すること

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

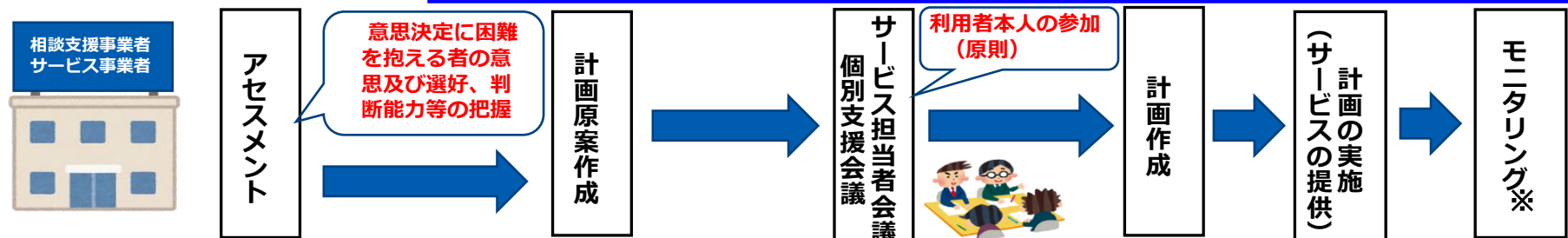
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

サービス担当者会議等への利用者本人の同席状況

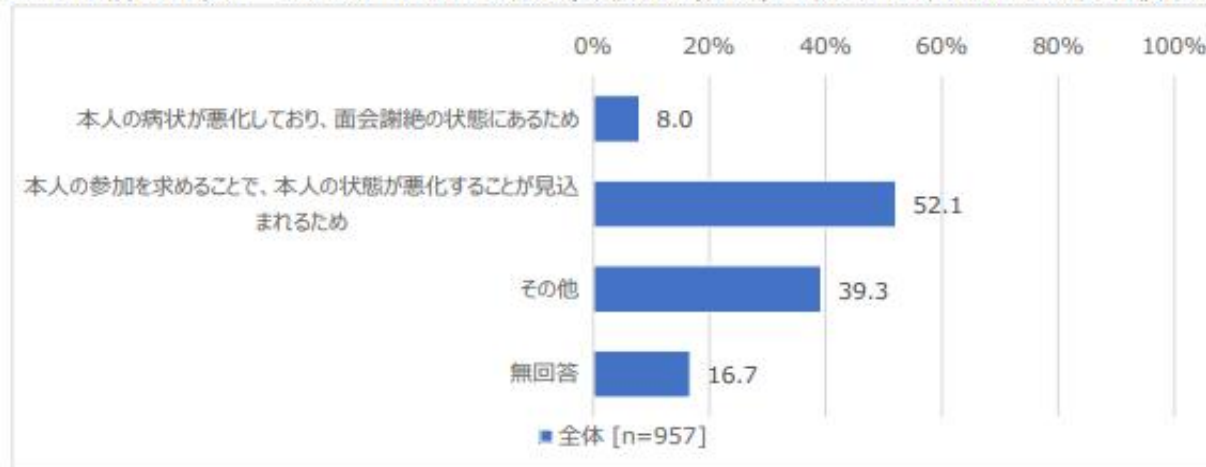
調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議への利用者本人の同席状況について聞いたところ、利用者本人が同席した会議の割合としては、令和5年度では平均で64.1%、令和6年4月～9月では平均で70.1%となっている。

図表 412 調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議に利用者本人が同席した割合

(単位：%)	全体 [n=1,396]	訪問系サービス [n=346]	通所系サービス [n=436]	グループホーム [n=136]	入所施設 [n=207]	相談支援 [n=271]
令和5年度	64.1	57.2	68.9	72.3	41.6	78.3
(単位：%)	全体 [n=1,451]	訪問系サービス [n=357]	通所系サービス [n=457]	グループホーム [n=137]	入所施設 [n=222]	相談支援 [n=278]
令和6年4月～9月	70.1	57.3	79.2	79.8	55.1	78.9

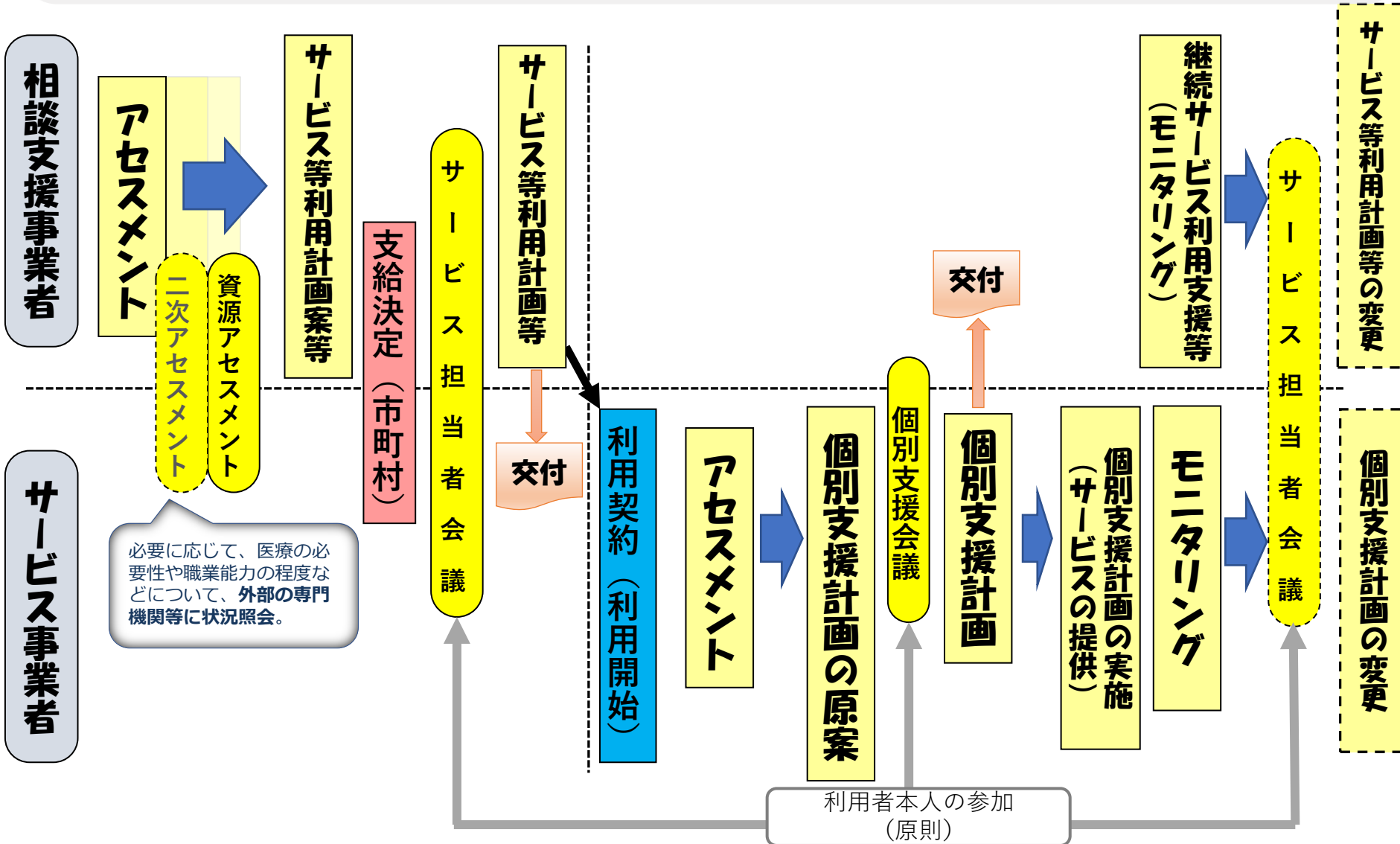
利用者本人の同席状況で、割合が100%でなかった事業所に、本人が同席しなかった理由を聞いたところ、「本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれるため」が52.1%と多くなっている。なお、「その他」が多くなっているが、本人や家族の希望、家族の代理出席等の理由が多く見られる。また、令和5年度に関しては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止等の回答も見られる。

図表 413 調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議に本人が同席しなかった理由〔複数回答〕



相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することを追加。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係



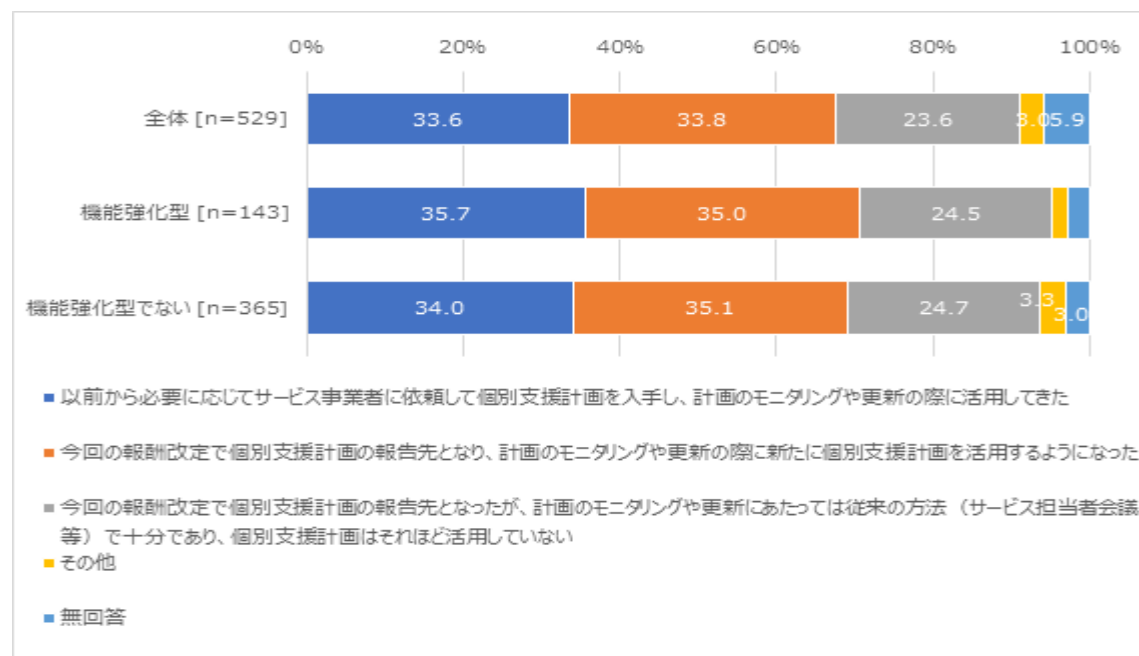
サービス等利用計画・障害児支援利用計画に関する個別支援計画の報告

サービス等利用計画・障害児支援利用計画に関する個別支援計画の報告の状況について聞いたところ、1事業所あたりの平均で、サービス事業者からの個別支援計画の報告件数（回収件数）が43.5件、個別支援計画の本来の報告件数に対する実際の報告件数の割合が47.8%となっている。

図表 324 サービス等利用計画・障害児支援利用計画に関する個別支援計画の報告の状況

（単位：件、％）	全体 [n=448]	機能強化型 [n=128]	機能強化型でない [n=317]
サービス事業者からの個別支援計画の報告件数（回収件数）	43.5	67.5	34.0
個別支援計画の本来の報告件数に対する実際の報告件数の割合（％）	47.8	43.5	49.5

サービス等利用計画・障害児支援利用計画に関する個別支援計画の活用状況については、「今回の報酬改定で個別支援計画の報告先となり、計画のモニタリングや更新の際に新たに個別支援計画を活用するようになった」が33.8%、「以前から必要に応じてサービス事業者に依頼して個別支援計画を入手し、計画のモニタリングや更新の際に活用してきた」が33.6%となっている。



虐待防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

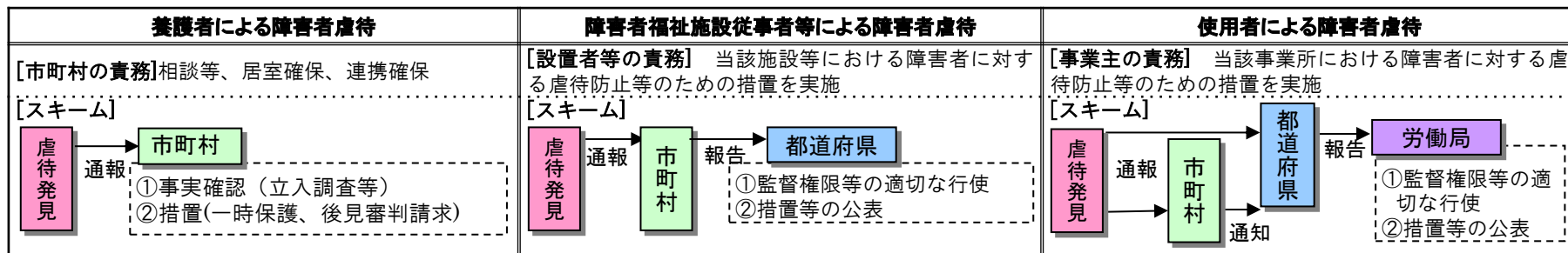
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

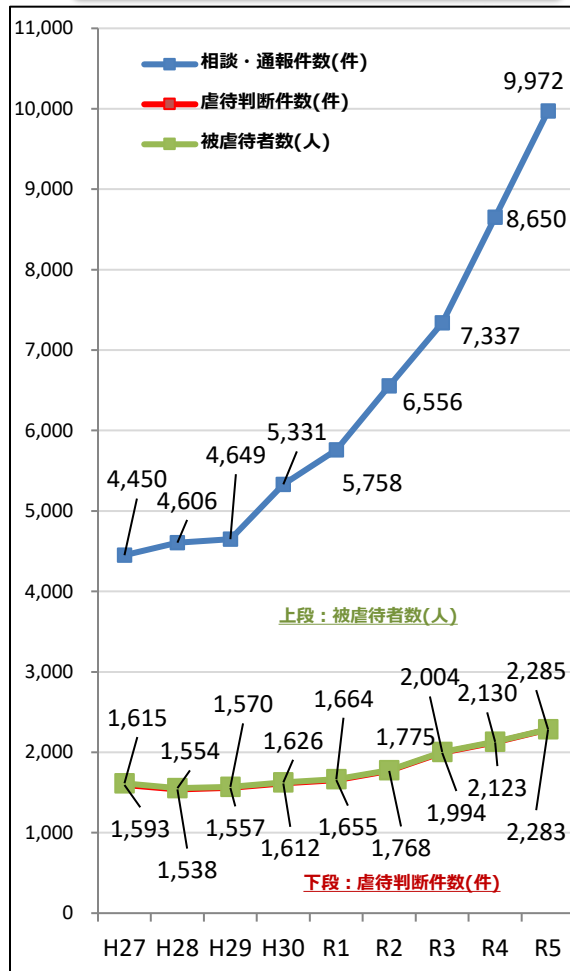
検討

附則第2条

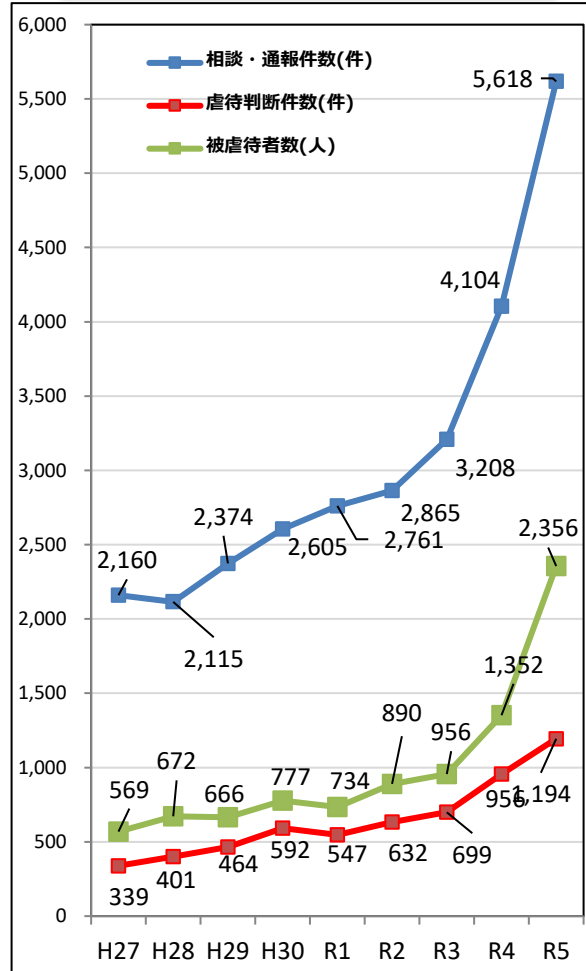
政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

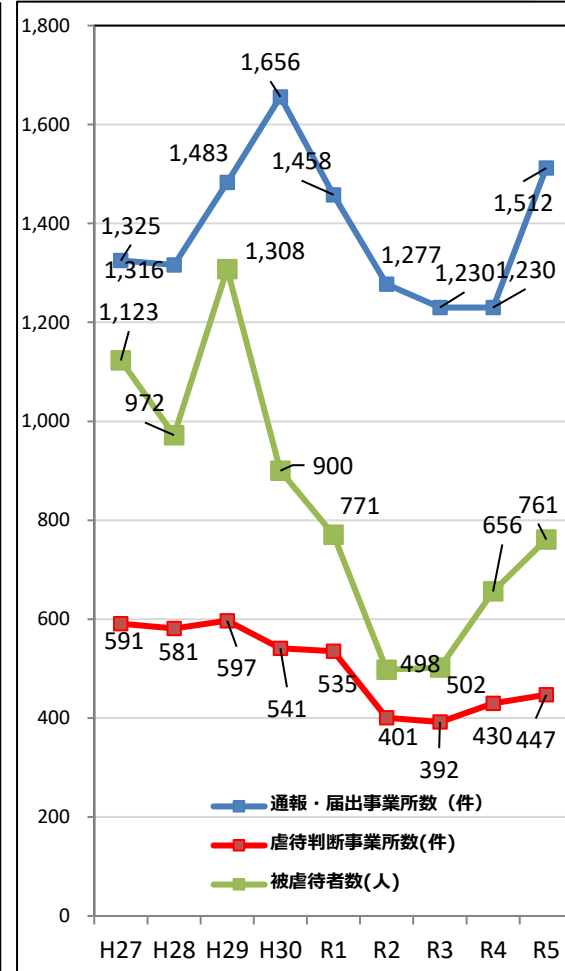
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待

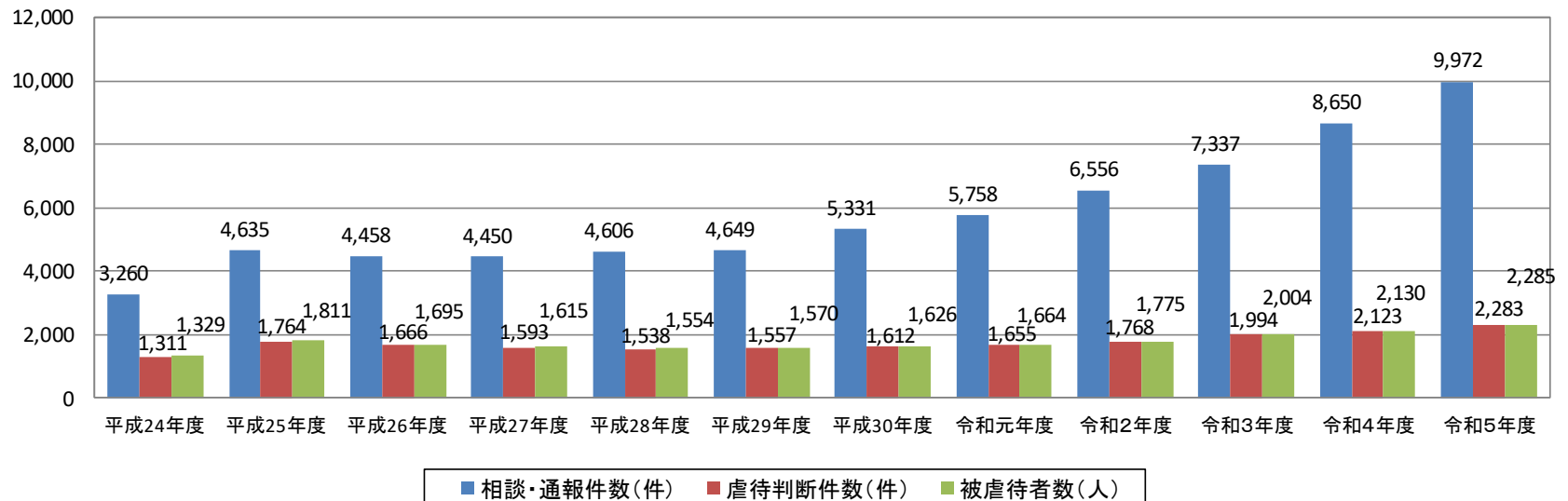


1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

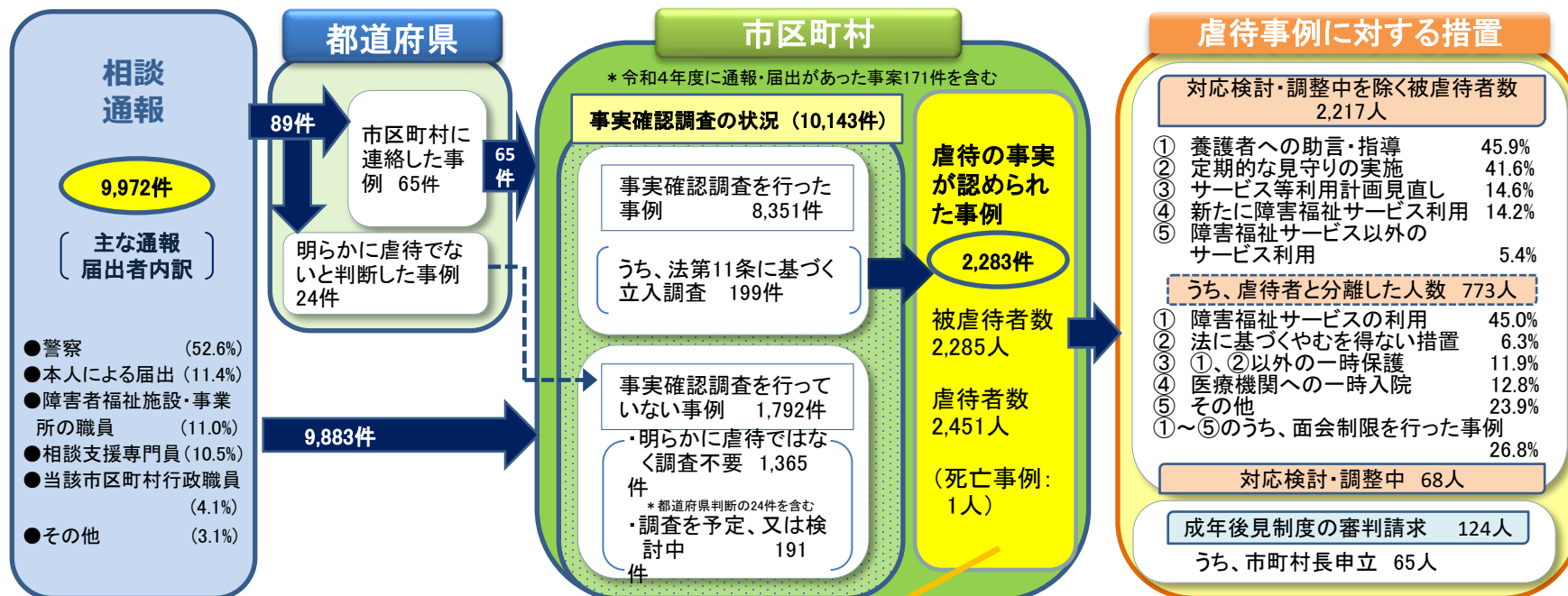
養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

養護者による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(2,451人)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.7%)
- 年齢 60歳以上(39.8%)、50～59歳(27.7%)、40～49歳(15.6%)
- 続柄 母(24.8%)、父(23.7%)、夫(16.1%)、兄弟(11.2%)、その他(9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%) ※性別不明:1名
- 年齢 50～59歳(24.2%)、20～29歳(22.5%)、40～49歳(19.3%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%

- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成 両親(13.5%)、その他(13.2%)、配偶者(12.6%)、両親・兄弟姉妹(11.9%)、単身(9.1%)、母(9.3%)

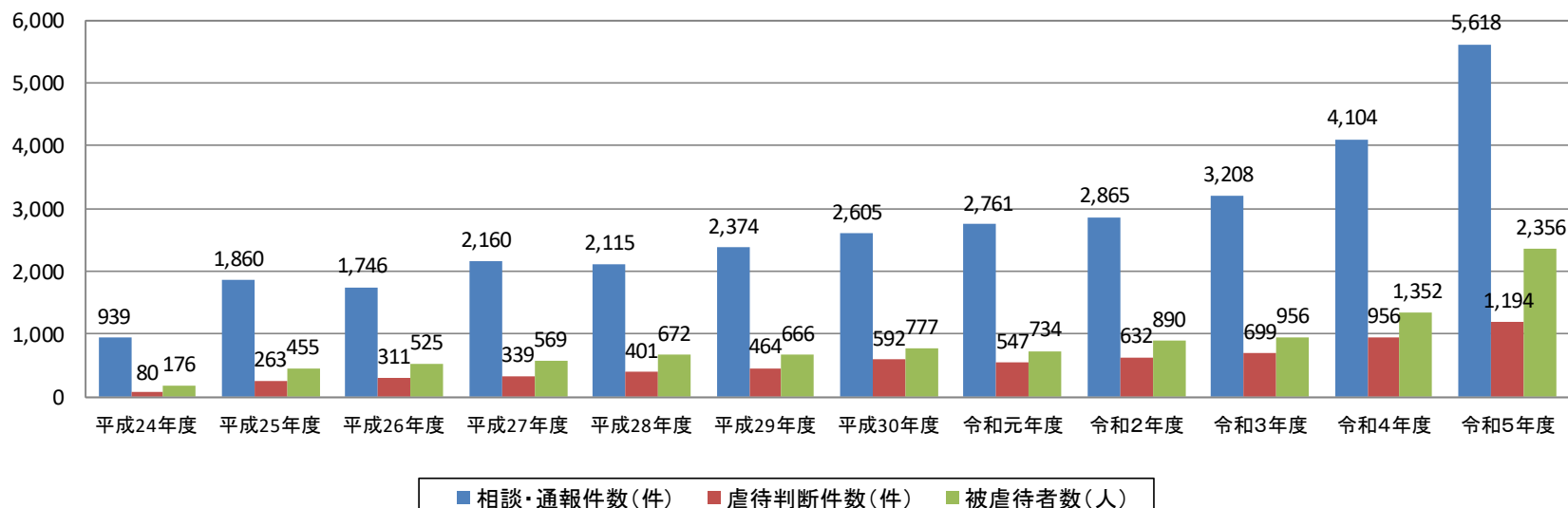
2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

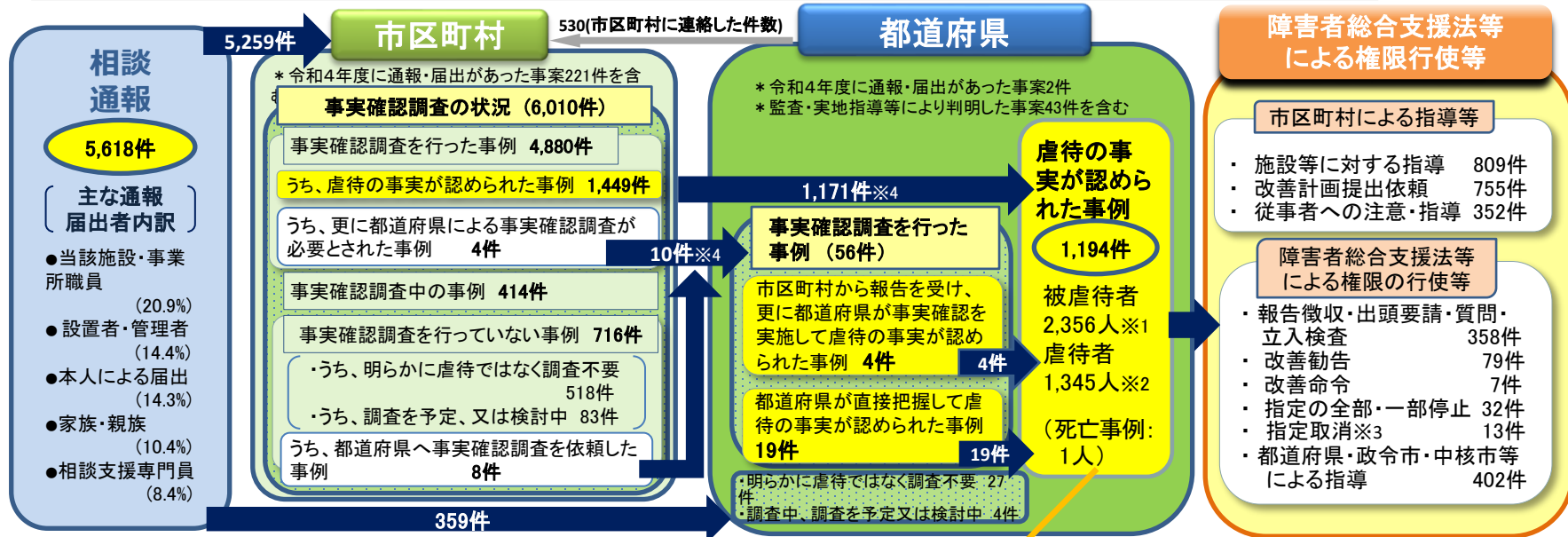
*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
※2 施設全体による虐待のため被害者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

障害者差別解消法改正

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことが求められる（行政機関等は義務、事業者は努力義務）
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

留意事項

- ① **事務・事業の目的・内容・機能**に照らし、**必要とされる範囲で本来の業務に付随するもの**に限られること
- ② **障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること**
- ③ **事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと**

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度
（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

6

就労支援

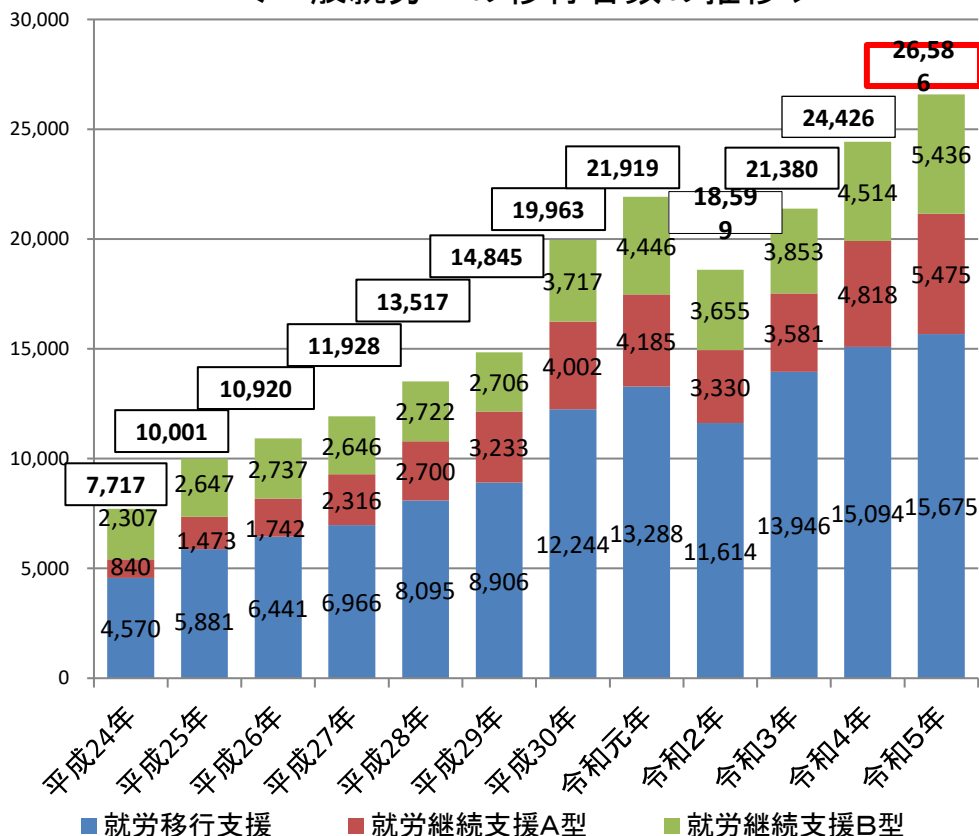
※ 専門コース別研修（就労支援コース）

就労支援施策の動向も参照のこと

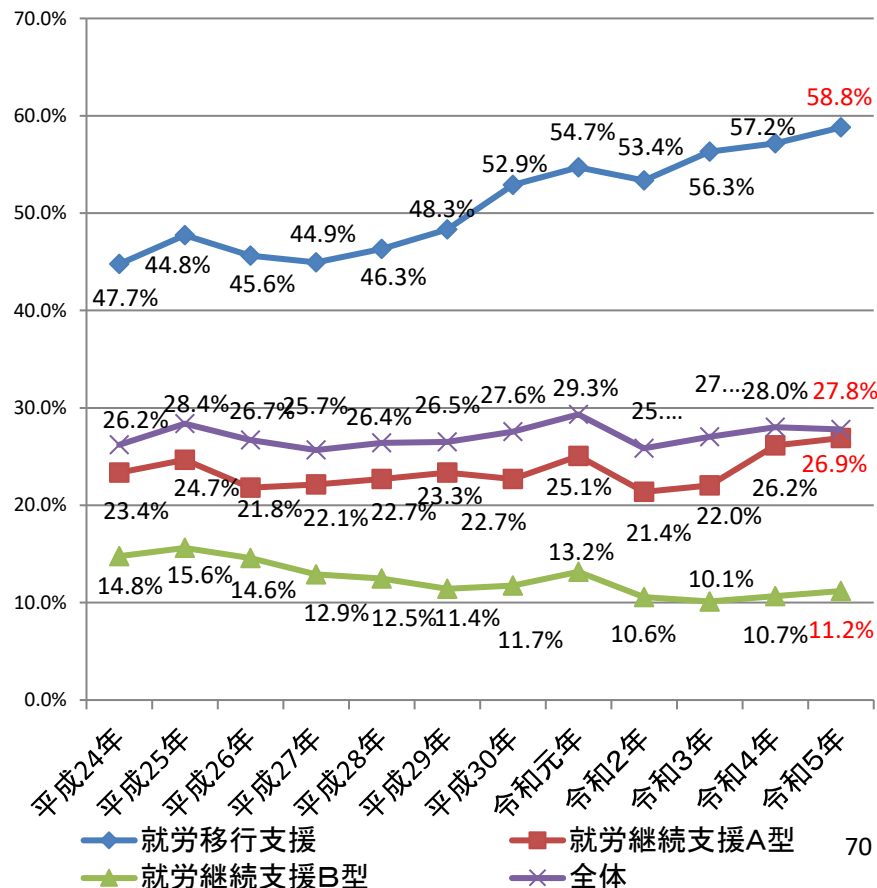
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約**1,165万人**(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約**487万人**(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約**29.6%** 就労系障害福祉サービスの利用が約**33.3%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約**2.7万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍
18,599人/ R2	14.4倍
21,380人/ R3	16.6倍
24,426人/ R4	19.0倍

26,586人/ R5 20.6倍

企業等

雇用者数

約**67.7万人**

(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業
※身体、知的、精神
(精神は手帳所有者に限る)

ハローワークからの紹介就職件数

110,756件

※A型:29,081件
(令和5年度)

12,809人/年

(うち就労系障害福祉サービス **6,881人**)

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

639人/年

就職

就職 **6,115人/年**

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されるに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u>	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,828事業所 (国保連データ令和7年2月)	4,371事業所 (国保連データ令和7年2月)	18,621事業所 (国保連データ令和7年2月)	1,710事業所 (国保連データ令和7年2月)
利用者数	36,815人 (国保連データ令和7年2月)	84,808人 (国保連データ令和7年2月)	383,882人 (国保連データ令和7年2月)	18,510人 (国保連データ令和7年2月)

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目 的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

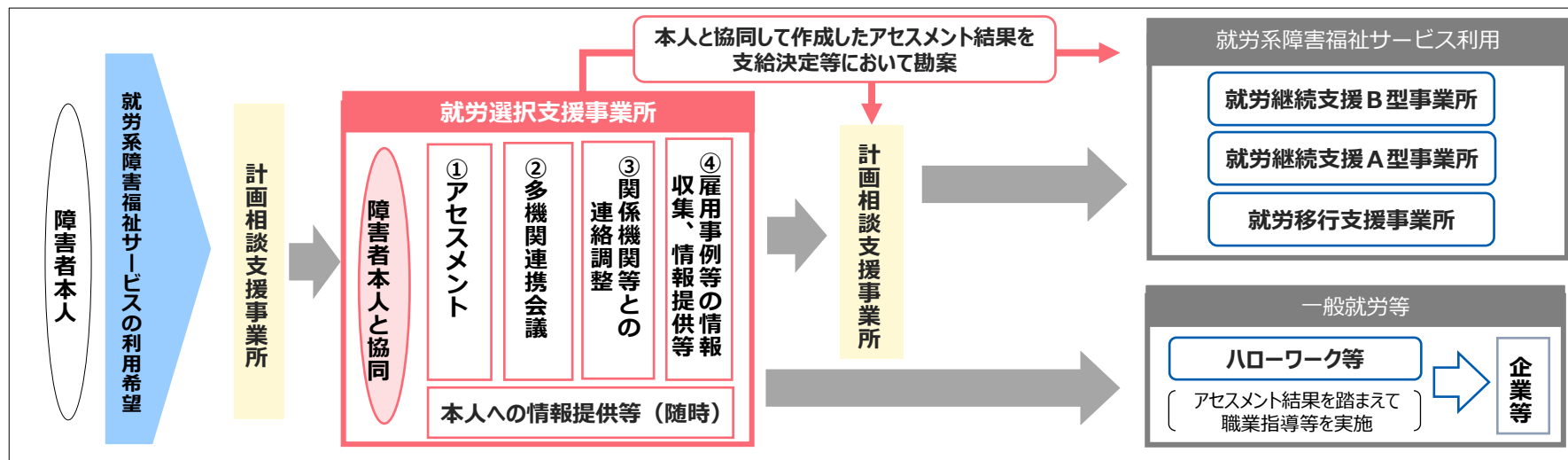
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15：1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。）

ただし、

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認める。

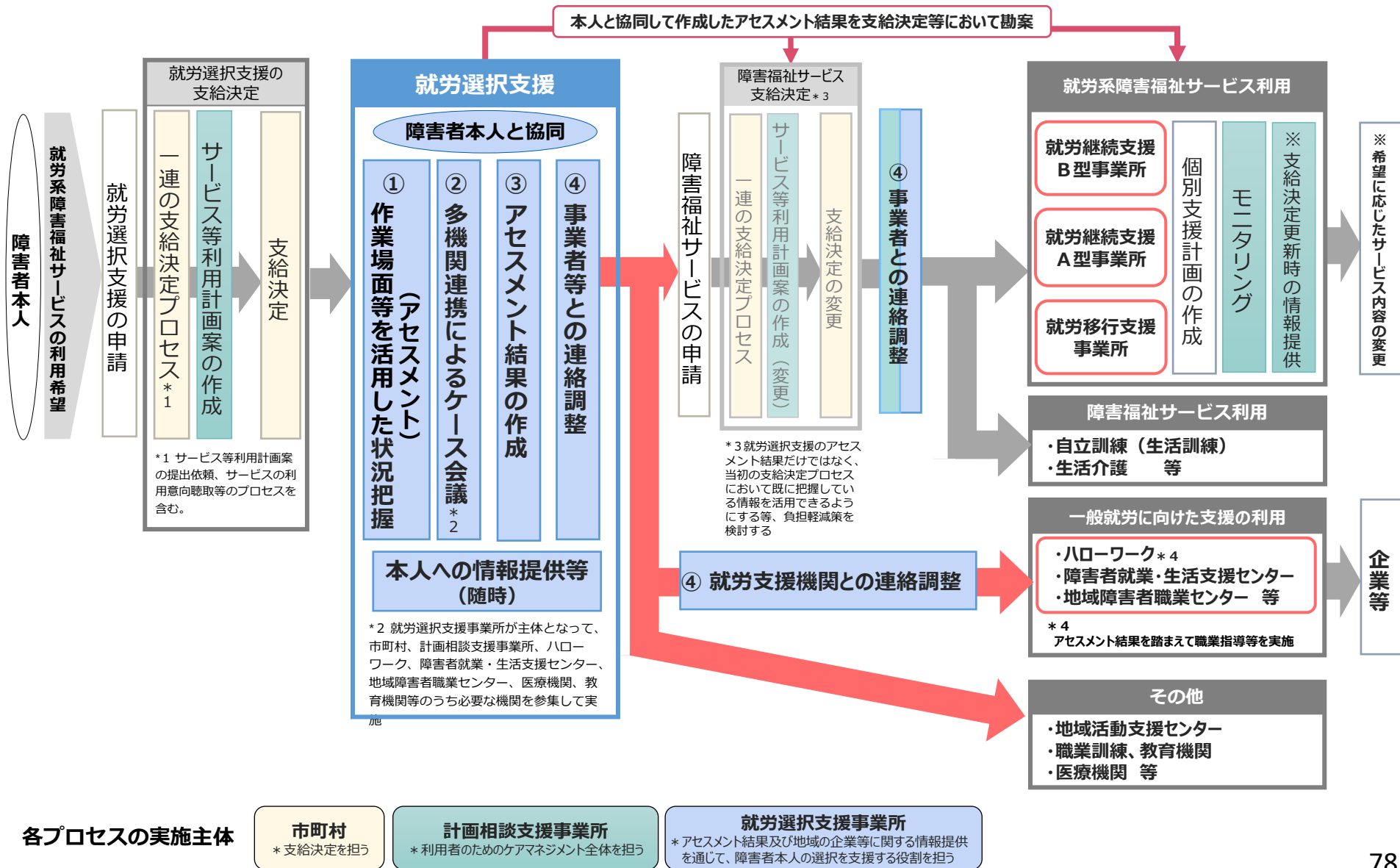
※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・新たに就労継続支援 A 型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50 歳に達している者、障害基礎年金 1 級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

就労選択支援の基本プロセスについて



就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間

令和6年7月～令和7年3月末
（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域

都道府県単位で選定
（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～12月
マニュアル完成	令和7年3月末
マニュアル公表	令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施	令和7年1月～2月
シラバス等完成	令和7年3月末
シラバス等公表	令和7年4月以降

■研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）＋演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 (オンデマンド視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	－
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	－
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	－
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

強度行動障害を有する者への支援

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、令和6年度報酬改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ122,525人（令和6年10月時点）

（行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）



重度訪問介護※1
1,413人



行動援護
16,224人



短期入所	重度障害者支援加算Ⅰ※2	7,603人（内、18点以上※3	18人）
	重度障害者支援加算Ⅱ	4,115人（内、18点以上※3	3人）
施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ	26,301人（内、18点以上※3	205人）
	重度障害者支援加算Ⅲ	8,479人（内、18点以上※3	19人）

共同生活援助

重度障害者支援加算Ⅰ※2 8,171人（介護型6,913+日中S型1,258）
（内、18点以上※3 49人（介護型49+日中S型0）
重度障害者支援加算Ⅱ 7,154人（介護型6,167+日中S型987）
（内、18点以上※3 14人（介護型14+日中S型0）



生活介護

重度障害者支援加算Ⅱ 21,173人
（内、18点以上※3 71人）
重度障害者支援加算Ⅲ 16,405人
（内、18点以上※3 38人）

障害児入所施設

重度障害児支援加算※4	福祉型	148人：医療型 0人
強度行動障害児特別支援加算	福祉型	加算Ⅰ：13人・加算Ⅱ：3人
	医療型	加算Ⅰ：0人・加算Ⅱ：0人

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援

強度行動障害児支援加算	494人
強度行動障害児支援加算	加算Ⅰ：4,647人・加算Ⅱ：89人
強度行動障害児支援加算	93人
強度行動障害児支援加算	0人

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算Ⅰ及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型（人工呼吸器）、Ⅱ類型（最重度知的障害）、Ⅲ類型（行動障害）が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合に算定。

（※4）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可
（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

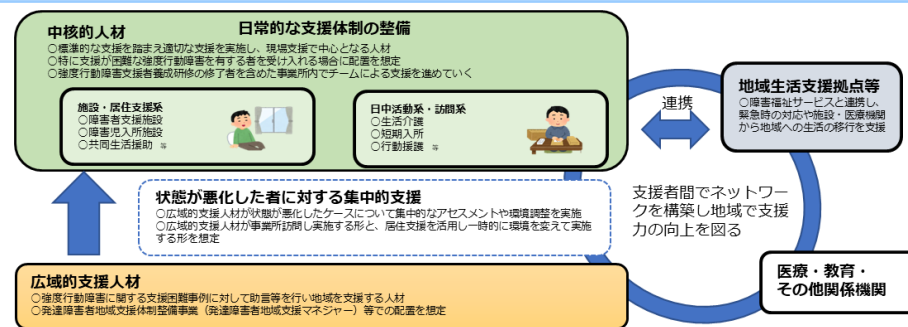
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援助の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ） ※強度行動障害を有する児を含む

国

広域での支援人材に係るネットワーク構築、人材育成
支援体制構築に関するノウハウ支援
地域生活支援促進事業等を通じた財政的支援
強度行動障害支援に関する情報収集・調査研究

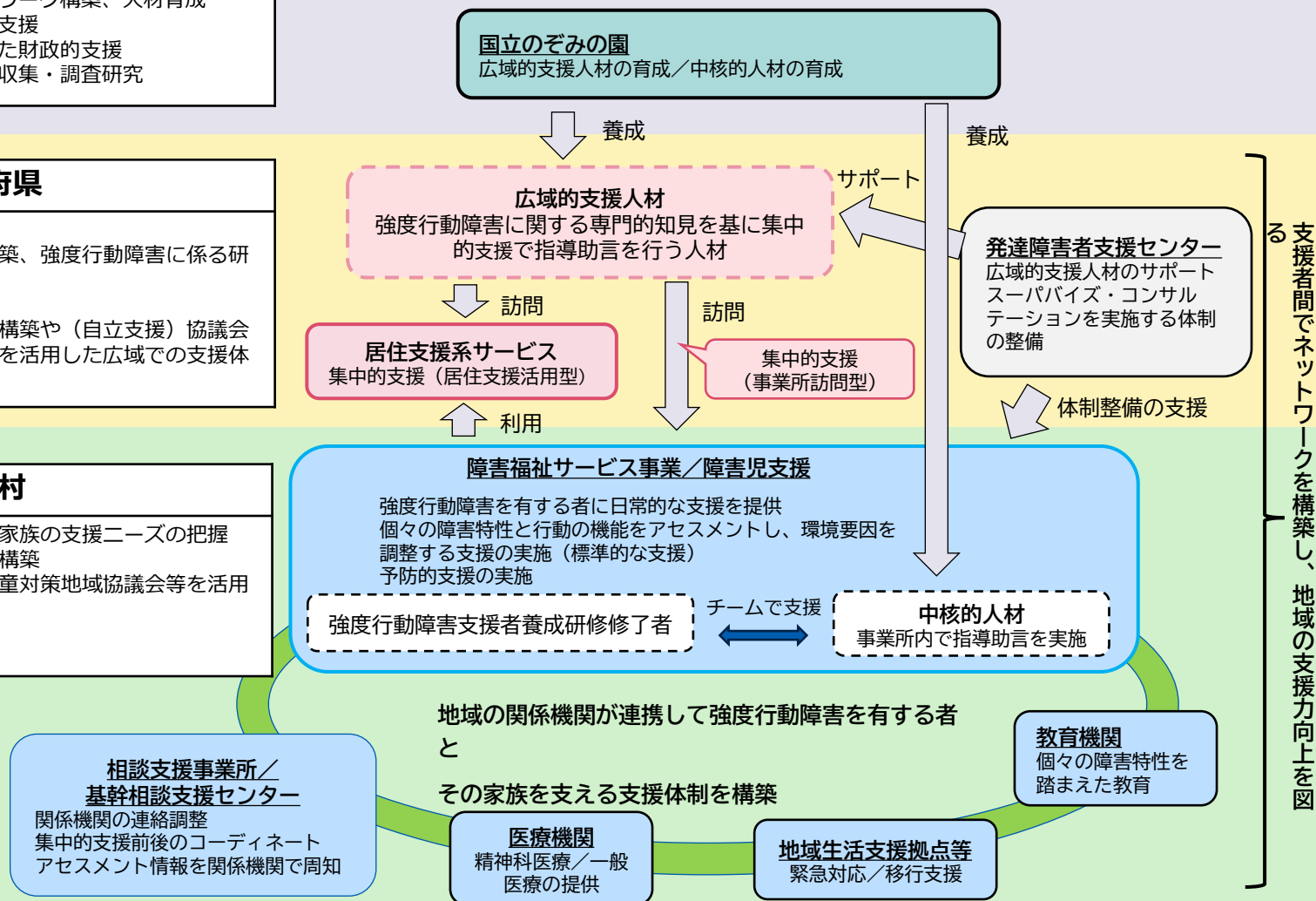
都道府県

都道府県／政令市
支援人材に係るネットワーク構築、強度行動障害に係る研修受講者の把握、人材育成
集中的支援の実施体制整備
近隣市町村が連携した支援体制構築や（自立支援）協議会や発達障害者支援地域協議会等を活用した広域での支援体制整備

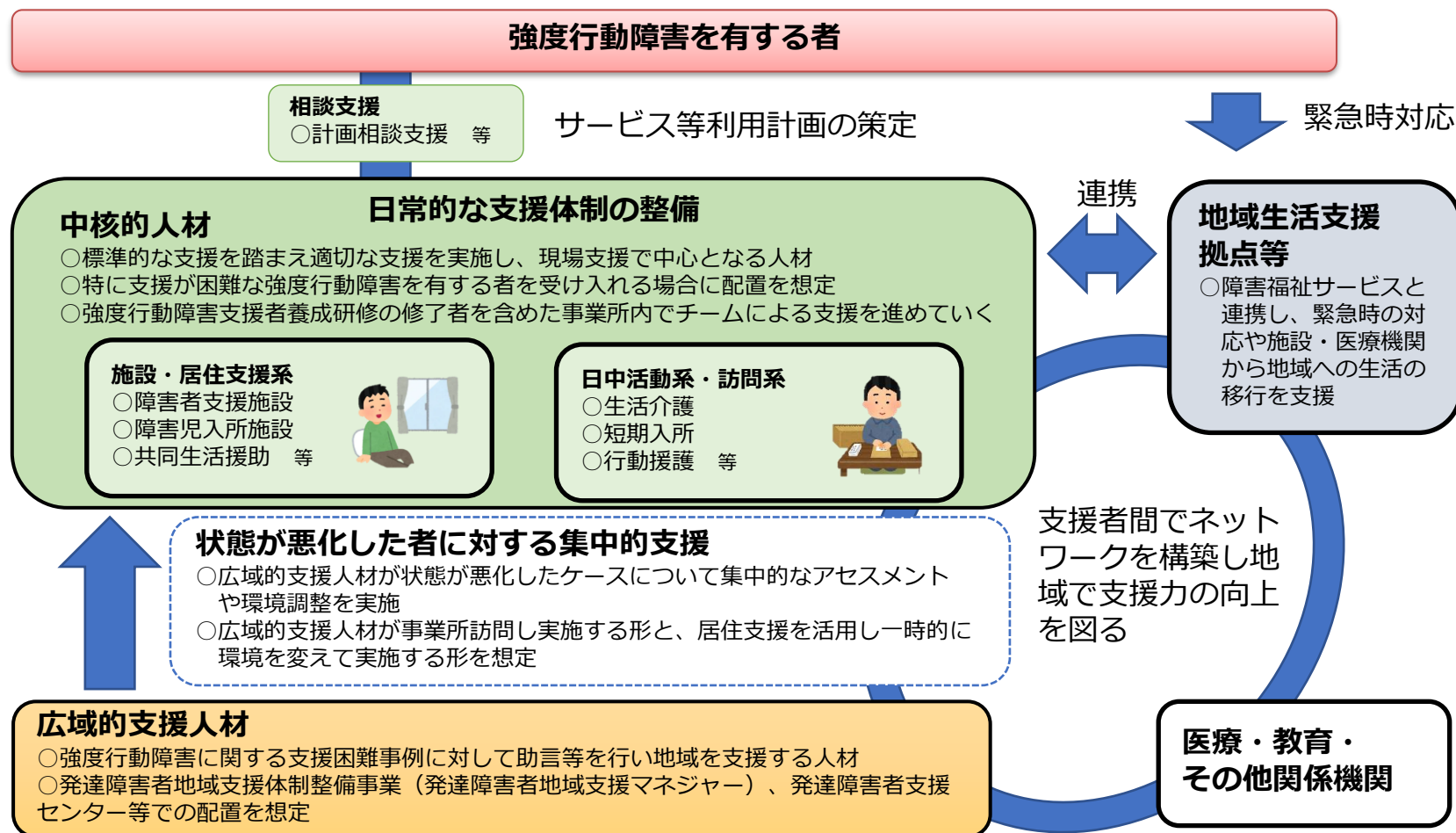
市町村

強度行動障害を有する者やその家族の支援ニーズの把握
関係機関が連携した支援体制の構築
（自立支援）協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備
必要なサービスの支給決定

国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じ連携しながら支援体制を構築



- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
 - 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。
- また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



中核的人材について

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材

【役割】

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】

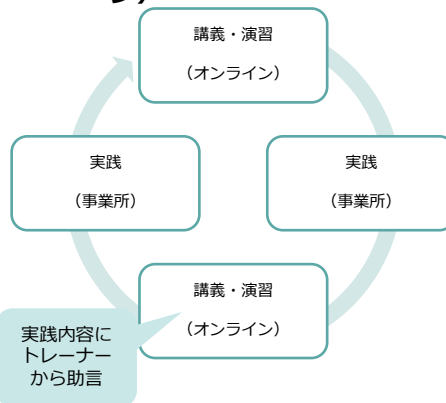
- ・標準的な支援
- ・チーム支援
- ・環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- ・機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- ・QOL向上に向けた支援

参加

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

実践型研修（イメージ）



研修カリキュラム

標準的な支援の講義 環境調整のアセスメントの演習	1.5h
チーム支援の講義 アセスメントの振り返りの演習	2.5h
環境調整のプロセスの講義 アセスメントの演習	2.5h
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義 個別支援計画の作成の演習 生活の質の向上の講義	2.5h
実践の振り返りの演習	3h

障害者支援	【重度障害者支援加算】 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合に加算する。
障害児支援	【強度行動障害児支援加算等】 放課後等デイサービス・障害児入所施設（福祉型・医療型）において、児基準30点以上の児に対して、中核的人材の助言を受けて実践研修修了者が作成する支援計画シート等に基づく支援を行った場合に加算する。

今後の中核的人材の育成について

- 点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
- 質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和9年以降は引き続き検討していく

令和6年度	令和7年度	令和8年度
のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置	のぞみの園が新たに複数地域で研修実施（予定）	のぞみの園が複数地域で研修実施（予定）

養成数を順次拡大

集中的支援の実施における地域での役割分担について

○強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要。

○集中的支援に関しても標準的な支援*の考え方に基づき実施する。

*個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく支援

○集中的支援に関しても、事業所、市町村、相談支援事業所等、との連携が重要。

○集中的支援終了後は、サービス担当者会議等を活用し、個々の障害特性や環境調整等のアセスメント情報を関係機関と共有するとともに支援体制について検討する。

○都道府県等、発達障害者支援センター等は広域的支援人材の名簿登録、派遣調整に加えサポートやネットワーク構築など行う。

集中的支援(2類型) *3ヶ月を限度

対象

集中的支援の対象は強度行動障害を有する児者であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者

事業所訪問型

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対する集中的支援を実施



訪問

居住支援活用型

状態が悪化した者に対して、施設入所支援等の居住支援系サービスを活用して居住の場を移し、集中的支援を実施。終了後は元の住まいに戻る。元の場を移すため本人の意思決定支援や家族への説明など丁寧に行う。集中的支援終了後の戻り先を決め実施

訪問

広域的支援人材

(役割)
集中的支援を通じたアセスメント、助言
集中的支援計画、報告書の作成

サポート



連携

強度行動障害支援に関わる地域の支援機関等

教育機関、医療機関等の関係機関も必要に応じて連携

相談支援事業所

(役割)

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス担当者会議等で検討
- ・集中的支援の前後のケースワーク

事業所

(役割)

- ・日常的な支援の提供
- ・事業所内の支援のマネジメントは管理者／サービス管理責任者が担う

地域生活支援拠点等

(役割)

- ・緊急時の対応

市町村

(役割)

- ・集中的支援の支給決定
- ・集中的支援の運用状況等の把握

都道府県等／発達障害者支援センター等

(役割)

- ・広域的支援人材の名簿登録、派遣調整、サポート、ネットワーク構築

連携

その他 留意事項

- ・集中的支援実施後に再度状態が悪化した場合などは、必要性を検討した上で再度実施することも可
- ・居住支援活用型で集中的にアセスメントしたあと、事業所訪問型に切り替え、元の居住の場に広域的支援人材が訪問し環境整備をすることも可
- ・地域生活支援拠点等で緊急対応しているケースに対し集中的支援によるアセスメントを活用し支援体制の立て直しを図ることも可

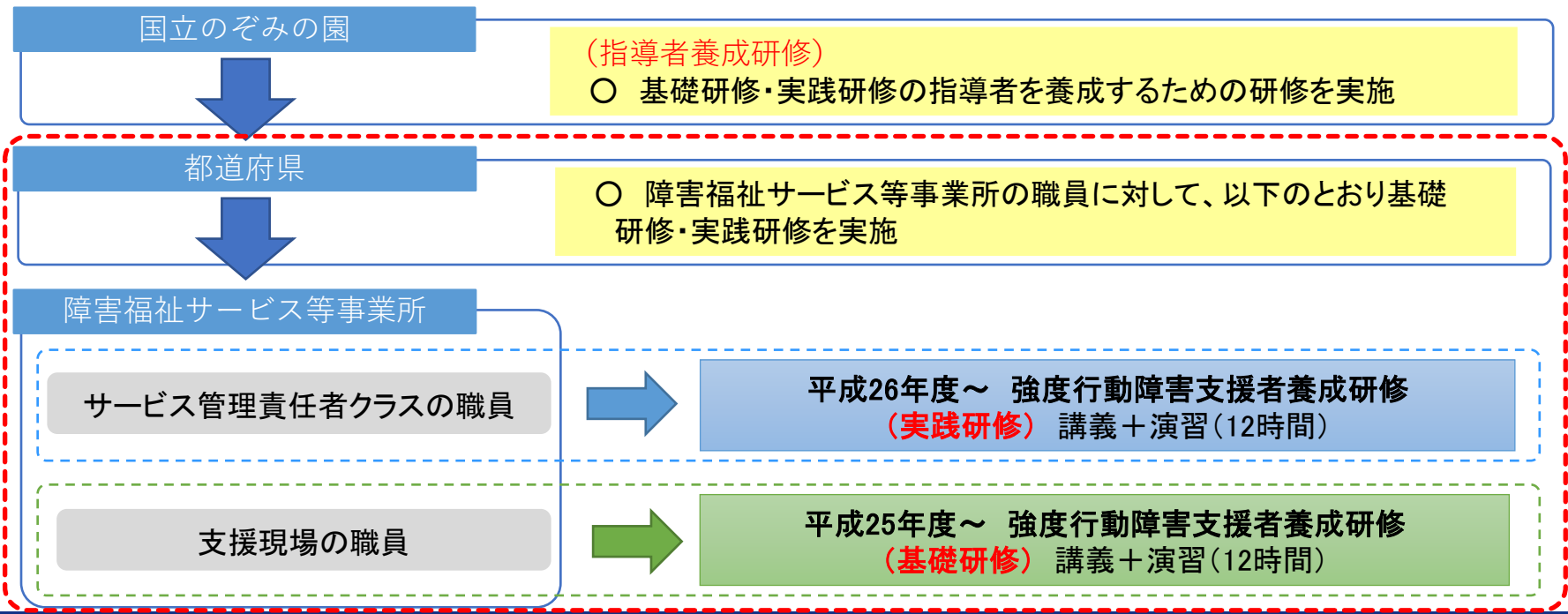
強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算額 39百万円（39百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



[参考資料] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)①

(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
- ① **障害者支援施設の在り方について**
 - ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
- ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
 - ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
- ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
- ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
- ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
 - ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
- ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
 - ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
 - ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

[参考資料] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)①

(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。



障害児支援

※専門コース別研修（障害児支援コース）
児童期における施策の最新の動向も参照のこと

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

障害児支援施策における最近の主な動向

令和3年度

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行(9月)

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

令和4年度

- 改正児童福祉法(令和4年法律第66号)の成立(6月)

- ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化
- ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

令和5年度

- こども家庭庁創設

- ・ 厚生労働省より、障害児支援が移管
- ・ こども家庭審議会障害児支援部会を設置

令和6年度

- 改正児童福祉法の施行(4月)
- 障害福祉サービス等報酬改定
- 児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン改訂、保育所等訪問支援ガイドライン策定

障害児支援における人材育成に関する検討会(こども家庭庁)

令和7年度

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について(こども家庭庁)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る 【児者全体の改定率+1.12%】

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

2. 質の高い発達支援の提供の推進

■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等）
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフケアの場合の事業所間連携の評価
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

4. 家族支援の充実

■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

5. インクルージョンの推進

■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

6. 障害児入所支援の充実

■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価 等）
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■このほか、職員の処遇改善（加算の一本化・充実）、虐待防止の推進（防止措置未実施減算の創設）、障害児相談支援の充実 等にも対応

令和6年度 こども家庭庁障害児支援課より発出している主な各種ガイドライン・手引き等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

児童発達支援ガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

放課後等デイサービスガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

(令和6年7月発出厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

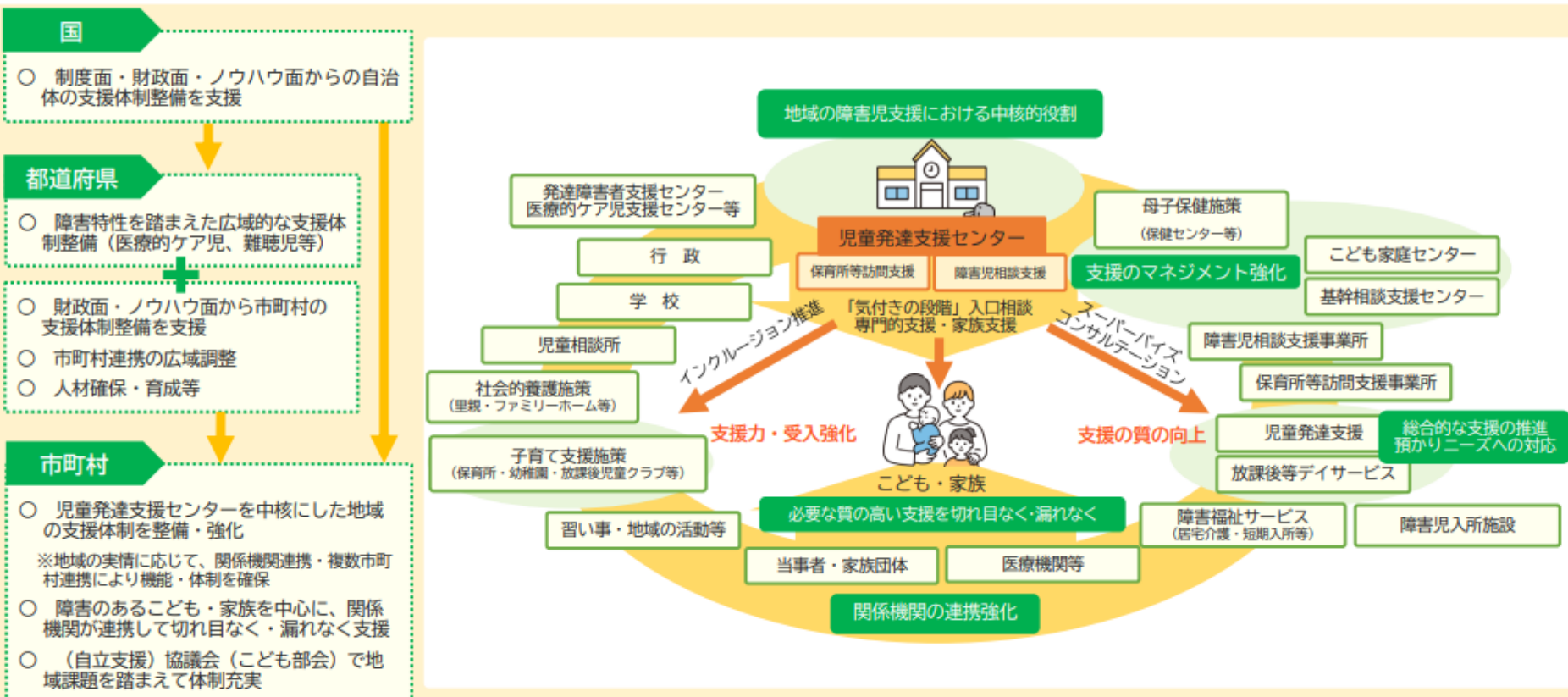
(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能



中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

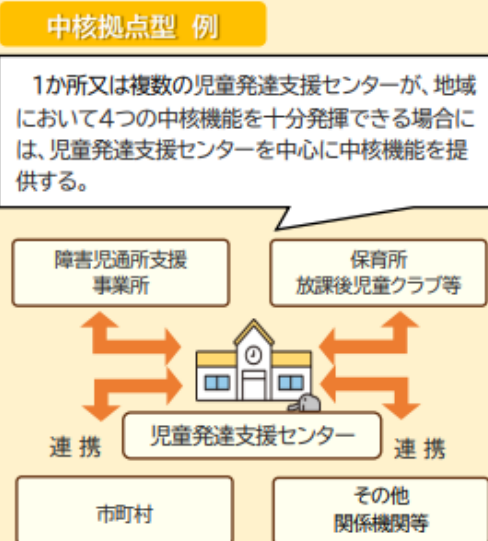
発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型



その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

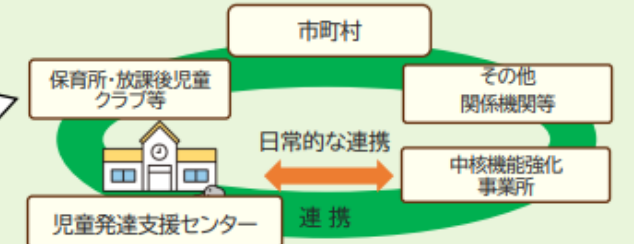
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をプランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。

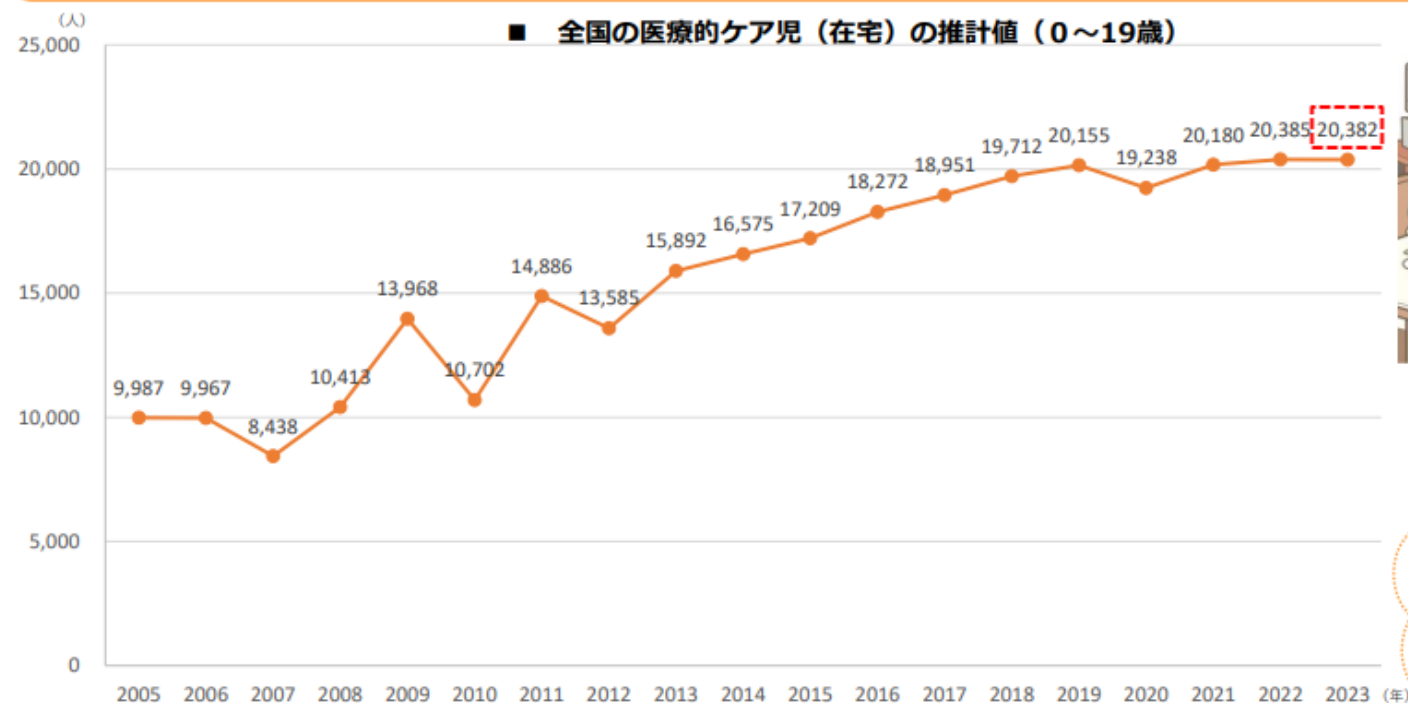


地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

○全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉である。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター （都道府県）

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
（相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズについて地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。 等

管内の情報の集約

医療的ケア児に係る様々な相談

先々の子育ての見通しが見つからない...

兄弟に関わる時間がとれない。

緊急時の預け先がない...

夜間のケアが辛い...

仕事と育児を両立させたい...

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのあるこどもとその家族

どこに相談すればよいかわからない。

支援の実施

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等

訪問看護ステーション

医療機関

障害児通所支援事業所

医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築

学校

保育所・幼稚園

相談支援事業所

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たった協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、保健・医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施する。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進（地域障害児支援体制強化事業）

実施目的

こどもの発達の特性を踏まえた「気づき」の段階からの早期の発達支援を一層推進するため、母子保健施策等と障害児支援施策がより緊密に連携し、発達相談の対応や発達支援へのつなぎ等を進めることで、地域において、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

実施方法・実施例等

こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる等、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援を推進する。

（活用例1：乳幼児健診等における発達相談・発達支援を推進）

乳幼児健診での发育・発達相談や保健師のフォロー、親子教室等



（活用例2：自治体の相談窓口における発達相談・発達支援を推進）

市町村の住民窓口、こども家庭センター等



（活用例3：メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援を推進）

電話、オンライン、メール、SNS等による育児相談を実施し
障害児支援等の必要な支援へのつなぎを行う



（その他：関係機関との連携等）

活用例1～3等の「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する
取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通して、
地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。



地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進（地域障害児支援体制強化事業）

実施目的

障害の有無に関わらず、子どもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域の子ども達の集まる様々な場（例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等）において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進や子ども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

実施方法・実施例等

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援（相談対応、研修、環境調整等）を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。

〔取組例〕

〔研修会・相談等〕

地域住民を対象に

- ・ 関係者や子ども同士の理解促進のための講座の開催
 - ・ 相談・援助、地域住民が参加可能な行事の開催、ボランティア受入れの調整
- 等



児童発達支援センター等

インクルージョン推進員

〔ピアノ教室〕

目が不自由な子どもに、ドットシールを使って鍵盤に色やコントラストをつける。



〔ダンス教室〕

鏡やお手本を見て、左右反転させることが難しい子どもに、お手本を後ろから撮影した映像を提供する。



〔学習塾〕

板書や書字そのものが苦手な子どもに、タブレット（の写真機能）やキーボード等の利用を促す。



〔啓発活動〕

スーパーや公共交通機関の従業者に対して、声のかけ方や対応のポイント等をお伝えする。



「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

障害や発達に特性のある子どもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱（令和5年12月22日付け閣議決定）等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した（令和6年4月25日付け）。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

3 教育と福祉の連携を推進する予算事業

4 教育福祉連携を推進する研修等

5 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築

6 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

こ支障第125号
6別添第2号
障障発 0425 第1号
令和6年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学学長
環境改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

こども家庭庁支援障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号）第1条第1項に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、常にこども（若者を含む、以下同じ）の最善の利益を第一に考え、こども・子育て支援に関する取組、政策を我が国社会の真ん中に置き、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で支えることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施設への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健・医療・福祉・教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、こども大綱やこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨言及されました。

こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科第307号、障発024第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知、以下「平成30年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただく、お願いいたします。

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月25日付け3省庁連名通知）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishiein/renkei-suishin>

（詳細）「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

福祉（発達支援）

発達障害者支援センター 困難事例への対応（発達障害者地域支援マネジャー）

児童発達支援センター 中核的機能の強化

障害児相談支援事業所

相談支援の充実

障害児入所施設

強度行動障害を有する児への支援の充実

地域生活に向けた支援の充実

児童発達支援

放課後等デイサービス

将来の自立等に向けた支援の充実
継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
インクルージョンの取組の推進

保育所等訪問支援

関係機関との連携の強化

保育所等訪問支援の充実

地域連携推進マネジャー

（教育・福祉等の連携体制の構築）
（例：検討会議・合同研修会の実施）

様々な機会を活用した連携の促進

個別の教育支援計画等を活用した連携の促進

- 個別の教育支援計画の作成、実施、評価、改善のプロセスが重要
- 関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に実施
- 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎ

個別の教育支援計画の作成に当たっては、関係機関等と児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない（学校教育法施行規則第134条の2）

保育・教育

保育所
認定こども園
幼稚園 等

小学校

中学校

高等学校

特別支援学校（幼・小・中・高）

国による情報発信
支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、
発達の子になる児童の支援者に向けた支援を実施

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについての生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年

5月 本検討会

- ・ 主な検討事項(案)について
- ・ 今後の検討の進め方について(案)
- ・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
- ・ ヒアリングの実施(案)について
- ・ 調査票(案)について

5月～6月

- ・ ヒアリングの実施

7月～9月

- ・ 福祉型・医療型ワーキング

10月

- ・ 本検討会 中間報告

11月

- ・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年

1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。

これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他



障害福祉関連施策の動向

成年後見制度の利用促進について

成年後見制度の概要

○ 認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

【法定後見制度】

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注5)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法務省ホームページより抜粋

※ この他、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく任意後見制度がある。

成年後見制度利用促進に関する関係条文

○成年後見制度の利用を促進する旨の規定

○障害者総合支援法
(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業(H24. 4施行)

五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業(H25. 4施行)

○知的障害者福祉法
(後見等を行う者の推薦等)(H25. 4施行)

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○精神保健福祉法
(後見等を行う者の推薦等)(H26. 4施行)

第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

障害者に対する市町村長申立ての規定

○知的障害者福祉法

(審判の請求)

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等を行う者の推薦等)

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にも同様の規定あり

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金502億円の内数
(令和6年度予算額 501億円の内数)

1 成年後見制度利用支援事業

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、 任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討
その他のテーマ		
➤ 法定後見制度における類型の見直し ➤ 成年後見人等の報酬の在り方		

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づき、令和4年3月に閣議決定された**第二期成年後見制度利用促進基本計画**（計画期間：令和4年度～令和8年度）では、**基本計画の中間年度（令和6年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う**こととされている。

○このため、令和4年度以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に第二期計画中間検証の準備に関するWGを設置するなどして検証を実施。
令和7年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議（法務・厚労・総務大臣）**に報告。

中間検証に係る経緯等

○第13回専門家会議（令和4年5月）

⇒「第二期計画中間検証の準備に関するWG」を設置

- ・総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ
- ・成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ
- ・地域連携ネットワークワーキング・グループ

○第二期計画中間検証の準備に関するWG（令和4年9月～令和6年2月）⇒意見交換・ヒアリング等を実施（計11回）

※令和5年3月に第14回専門家会議を開催し、WG検討結果・取組状況等の報告

○第15回～第17回専門家会議（令和6年3月～10月）

⇒WG検討結果・取組状況等の報告、中間検証に係る意見交換等

○第18回・第19回専門家会議（令和6年12月～令和7年2月）

⇒中間検証報告書案について意見交換

中間検証報告書の取りまとめ（令和7年3月）

成年後見制度利用促進会議に報告

成年後見制度利用促進専門家会議・委員

（◎委員長 ○委員長代理）

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 青木 佳史 | 弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長 |
| ○新井 誠 | 中央大学研究開発機構教授、日本成年後見法学会理事長 |
| 太田 稔彦 | 愛知県豊田市長 |
| 大塚 晃 | JDDnet（日本発達障害ネットワーク）政策委員 |
| 上山 泰 | 新潟大学法学部教授 |
| ○菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 久保 厚子 | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問 |
| 河野 俊嗣 | 宮崎県知事 |
| 込山 正秀 | 静岡県小山町長 |
| 櫻田 なつみ | 一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構理事 |
| 住田 敦子 | 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長 |
| 瀬戸 裕司 | 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長 |
| 中村 健治 | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長 |
| 永田 祐 | 同志社大学社会学部教授 |
| 西川 浩之 | 司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長 |
| 野澤 和弘 | 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長（教授） |
| 花俣ふみ代 | 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事兼埼玉県支部代表 |
| 星野 美子 | 公益社団法人日本社会福祉士会理事 |
| 水島 俊彦 | 弁護士、日本司法支援センター（法テラス）本部常勤弁護士 |
| 馬渡 直史 | 最高裁判所事務総局家庭局長 |
| 山下 純司 | 学習院大学法学部教授 |

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等
に対する補償金等の支給等に関する法律

障害者の希望を踏まえた

結婚・出産・子育てに係る支援の推進

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(概要)

背景・趣旨

- 昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施
※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定
- 平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」※を制定
※一時金支給法: 優生手術等を受けた本人を慰謝するため一時金320万円を支給するものであり、国の損害賠償責任を前提とはしていない
- 令和6年7月3日 最高裁判所大法廷判決
◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、**憲法13条**(自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障)及び**14条1項**(法の下での平等)に違反
◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る**国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法**

概要

1. 前文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、**日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪**する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

2. 補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等)）

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

3. 優生手術等一時金の支給

※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

4. 人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

- 旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者
- 上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

※3の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討条項あり）

6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

7. 調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

施行日：公布から3月を経過した日（令和7年1月17日）

と どう ふ け ん ま ど く ち
都道府県 の 窓 口

令和7年1月17日現在

No.	都道府県	窓口	TEL	FAX	メールアドレス	ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711	FAX 011-232-4240	hohofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp	
2	青森県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 017-734-9056(明)	FAX 017-734-8091	kyuyuseihogo-sodan@pref.aomori.lg.jp	
3	岩手県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 019-624-6015(明)	FAX 019-629-5464	ad0007@pref.iwate.jp	
4	宮城県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 022-211-2322(明)	FAX 022-211-2591	kosodates@pref.miyagi.lg.jp	
5	秋田県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 018-860-1431(明)	FAX 018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp	
6	山形県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 023-630-2459(明)	FAX 023-625-4294	ryusei@pref.yamagata.jp	
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(明)	FAX 024-521-7747	boshihoken@pref.fukushima.lg.jp	
8	茨城県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 029-301-3270(明)	FAX 029-301-3264	shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp	
9	栃木県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	boshihoken@pref.tochigi.lg.jp	
10	群馬県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-226-2100	jjidouka@pref.gunma.lg.jp	
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 048-831-2777(明)	FAX 048-830-4804	sa3570-12@pref.saitama.lg.jp	
12	千葉県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 03-223-4501(明)	FAX 03-224-4005	https://www.pref.chiba.lg.jp/qa/bodhiyuseihogo/tawase.html	
13	東京都	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 03-5320-4206(明)	FAX 03-5388-1401	51140201@section.metro.tokyo.jp	
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等交付・相談窓口	電話 045-663-1250(明)	FAX 045-210-4724	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rf/yusei-kawase.html	
15	新潟県	旧優生保護法に関する補償金等交付・相談窓口	電話 025-280-5933(明)	FAX 025-285-8757	eng1040240@pref.niigata.lg.jp	
16	富山県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 076-444-3525(明)	FAX 076-444-3493	akodomokatei@pref.toyama.lg.jp	
17	石川県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 076-225-1495(明)	FAX 076-225-1423	kyuseihogo@pref.shikawa.lg.jp	
18	福井県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0776-20-0286(明)	FAX 0776-20-0640	jjodomomirai@pref.fukui.lg.jp	
19	山梨県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 055-223-1360(明)	FAX 055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp	
20	長野県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 026-235-7143(明)	FAX 026-235-7170	boshi-shika@pref.nagano.lg.jp	
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 058-272-0877(明)	FAX 058-278-3518	ryusei-sodan@govt.pref.gifu.jp	
22	静岡県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 054-221-3157(明)	FAX 054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp	
23	愛知県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 052-954-6009(明)	FAX 052-954-7493	kokokoro@pref.aichi.lg.jp	
24	三重県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 059-224-2260(明)	FAX 059-224-2270	sodachi@pref.mie.lg.jp	
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口(伊賀・安曇郡)	電話 077-528-3567	FAX 077-528-4868	boshihoken@pref.shiga.lg.jp	
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 075-451-7100(明)	FAX 075-414-4792	kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp	
27	大阪府	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 06-6944-8196(明)	FAX 06-6910-6610	ryusudan@box.pref.osaka.lg.jp	
28	兵庫県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 078-362-3439(明)	FAX 078-362-3913	kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp	
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0742-27-8643(明)	FAX 0742-27-8643	boshihoken@office.pref.nara.lg.jp	
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 073-441-2642	FAX 073-428-2325	e0412001@pref.wakayama.lg.jp	
31	鳥取県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0857-26-7145(明)	FAX 0857-26-8116	ryuseisodan@pref.tottori.lg.jp	
32	島根県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0120-012974(明)	FAX 0852-22-6625(明)	ryuseisodan@pref.shimane.lg.jp	
33	岡山県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 086-226-7870(明)	FAX 086-225-7283	ryuseihogo@pref.okayama.lg.jp	
34	広島県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 082-227-1040(明)	FAX 082-502-3674	fukudome@pref.hiroshima.lg.jp	
35	山口県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 083-933-2946(明)	FAX 083-933-2759	ra13300@pref.yamaguchi.lg.jp	
36	徳島県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 088-621-2300(明)	FAX 088-621-2843	kosodate@pref.tokushima.lg.jp	
37	香川県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 087-832-3900(明)	FAX 087-806-0207	kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp	
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 089-912-2405(明)	FAX 089-912-2399	hoshokin@pref.ehime.lg.jp	
39	高知県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 088-823-9727(明)	FAX 088-823-9658	ryuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp	
40	福岡県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 092-632-5175(明)	FAX 092-643-3260	kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp	
41	佐賀県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0120-525-856(明)	FAX 0952-25-7300	kodomokatei@pref.saga.lg.jp	
42	長崎県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 095-895-2446(明)	FAX 095-825-6470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp	
43	熊本県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 096-333-2352(明)	FAX 096-383-1427	ryusei@pref.kumamoto.lg.jp	
44	大分県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 097-506-2760(明)	FAX 097-506-1735	sodan1221@pref.oita.lg.jp	
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 0985-26-0210(明)	FAX 0985-26-7336	kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp	
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 099-286-3374(明)	FAX 099-286-5561	yu-hoshokin@pref.kagoshima.lg.jp	
47	沖縄県	旧優生保護法補償金等交付・相談窓口	電話 098-866-2457	FAX 098-866-2433	aa031305@pref.okinawa.lg.jp	

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による
こども が できなくなる
手術 などを つけた 人や
おなか の 中の 赤ちゃんを
うめなく された 人と ご家族へ
お金 を つけとる ことができます。

旧優生保護法補償金等支給法 について

令和 6 年 10 月に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。

この法律は本人の気持ちも聞かれることなく
こどもが できなくなる 手術 などを つけたりおなか の 中の
赤ちゃんを うめなく されかちだや心に 大きな 痛みや 痛みを
つけた 方々 に対して お金 を 払う ことを 定めています。
被害 を つけた 方々 に対して 国 として
せきにん を みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

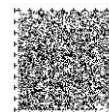
このマークは、複製に頼れない方などが使う
音声コード (Uni-Voiceコード) です。

くわしくはこども家庭庁の特設サイトや各都道府県のホームページなどをみてください。

旧優生保護法
補償金等特設サイト

「旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>

手話字幕動画もご覧いただけます。



お金^{かね}をうけとること^{こと}ができる人^{ひと}は
どのような人^{ひと}ですか？
また、うけとるお金^{かね}はいくらですか？

補償金^{ほしょうきん}

- 子ども^{こども}ができなくなる手術^{しゅじゅつ}などをうけた人^{ひと}
→ 1500万円^{まんえん}です。
- 子ども^{こども}ができなくなる手術^{しゅじゅつ}などを
うけた人^{ひと}の結婚相手^{けっこんあいて}
→ 500万円^{まんえん}です。

※本人^{ほんにん}が亡くなっている場合^{ばあい}にはその家族^{かぞく}がうけとることができます。

優生手術等一時金^{ゆうせいしゅじゅつとういちきん}

- 子ども^{こども}ができなくなる手術^{しゅじゅつ}などをうけた人^{ひと}
→ 320万円^{まんえん}です。

※補償金^{ほしょうきん}をうけた場合^{ばあい}もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金^{じんこうにんしんちゅうぜついちきん}

- おなか^{なか}の中の赤ちゃん^{あか}をうめなくされた人^{ひと}
→ 200万円^{まんえん}です。

※優生手術等一時金^{ゆうせいしゅじゅつとういちきん}をうけた場合^{ばあい}はうけとることができません。

いつまで手続き^{てづづ}ができますか？

令和^{れいわ}12年^{ねん}の1月^{がつ}16日^{にち}までです。

まずは住^すんでいる都道府県^{とどうふけん}や
こども家庭庁^{こどもかていちょう}の窓口^{まどぐち}に
相談^{そうだん}しましょう。

ご希望^{きぼう}があれば手続き^{てづづ}を
弁護士^{べんごし}が無料^{むりよう}でお手伝い^{てつだ}します。

- 都道府県^{とどうふけん}の窓口^{まどぐち}は次^{つぎ}のページ^{ぺーじ}にあります。
- こども家庭庁^{こどもかていちょう}の窓口^{まどぐち}

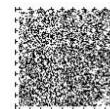
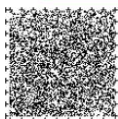
☎ 電話番号^{でんわばんごう} 03-3595-2575  FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間^{うけつけじかん} 10:00～17:00

(月曜日^{げつようび}から金曜日^{きんようび}。土日祝日^{どにちしゆくじつ} 年末年始^{ねんまつねんし}を除^{のぞ}

く。)



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進①

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者には相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。

（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○総理発言（令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）（抄）

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、**障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。**

（略）



本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

**「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」**

（PwCコンサルティング合同会社）

報告書・意思決定支援 取組事例集・
障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

[https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/
welfare-promotion-business2024.html](https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html)



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援
取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ—



令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知 障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

- 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、令和6年度に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集 (関係自治体・事業者・支援者等に周知)

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援
取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ—

令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」
(PwCコンサルティング合同会社)

事例集はこちら↓



※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説
動画を作成中

当事者の方にも わかりやすいリーフレット (イメージ)

1 出会いや結婚、子育て等を支援する取組の例

簡便な福祉サービス
グループホーム、自立生活援助

恋愛や結婚などを 専門的に支える

ある法人では、知的障害のある人たちの
恋愛や結婚、子育てなどについて
支援をしています。

いまこの法人で 支援を受けている人は
数百人います。

そのうち、カップルは 数十組、
結婚したり パートナーと生活している人も
数十組います。

また、何人かは 子どももいます。

この法人には、恋愛や結婚などを
専門に支援している職員が何人かいます。

1 出会いや結婚、子育てなどを支援する取組の例

① こんな取り組みもしています

デートするときのマナーや「性」について
勉強する講座

「恋愛」イベントや 子育てしている
家族の交流会

恋愛や結婚などについての悩み相談

このようなイベントを
1年に30回くらい おこなっています。

支援者は、次のような支援も おこないます。

恋愛や結婚などについての相談にのる

結婚するときには
お互いの家族に会うときの支援をする

子どもを育てる支援をして、
子どもの成長を いっしょに見守る

※現在作成中であり、変更の可能性があります。

手話に関する施策の推進に関する 法律について

手話に関する施策の推進に関する法律について

1 目的

この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

2 法律の種類

議員立法

3 関係省庁

法案等の作成は参議院法制局が実施。全体調整は内閣府（障害）が担う。主な関係府省庁は内閣府（防災）、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁 等

4 法律制定までの動き

【令和6年】

- 1月～5月 骨子案の内容調整（滝波議員・今井議員・参法制局・内閣府・関係省庁）
（6月7日 立憲民主党より手話言語法案提出）
- 6月20日 情コミ議連 手話施策推進法案の検討状況報告（今井議員より）
- 7月16日 情コミ議連 手話施策推進法に係る関係団体ヒアリング
- 7月26日 情コミ議連 手話施策推進法骨子案の説明（今井議員より）関係団体、関係議員（超党派）から意見聴取
- 10月2日 情コミ議連 手話施策推進法骨子案の修正案（関係団体、関係議員の意見等反映版）の説明（今井議員より）
→ 会長一任となり骨子案の内容確定
- 12月10日 情コミ議連 手話施策推進法の最終案について説明（今井議員より）
→ 修正意見なく、次期通常国会への提出を目指し、各党の党内手続きに入る

【令和7年】

- 2月末 与野党の党内手続き全て終了
- 6月12日 参・内閣委で委員長提案という形で、手話施策推進法案が起草
- 6月13日 参・本会議で法案採択、衆議院へ送付。衆・内閣委で起草
- 6月18日 衆・本会議で法案採択
- 6月25日 公布・施行

手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）概要①

目的(1条)

主管省庁：内閣府 関係省庁：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省 令和7年6月18日成立、同年6月25日公布施行

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

基本理念(2条)

- ① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする。
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする。
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする。

国・地方公共団体の責務(3条)

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。

基本的施策(6条～18条)

※赤枠は厚労省が主で関係するもの。点線の赤枠は、他省庁も含めて厚労省が関係するもの。

①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援(6条)

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供 等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供 等

②学校における手話による教育等(7条)

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③大学等における配慮(8条)

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④職場における環境の整備(9条)

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供 等

⑤地域における生活環境の整備等(10条)

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号） 概要②

基本的施策（6条～18条） ※前頁からの続き

⑥その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦手話文化の保存・継承・発展（12条）

※手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

住宅セーフティネット法改正等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律 (R6.5.30成立 R6.6.5公布 **R7.10.1施行**)

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

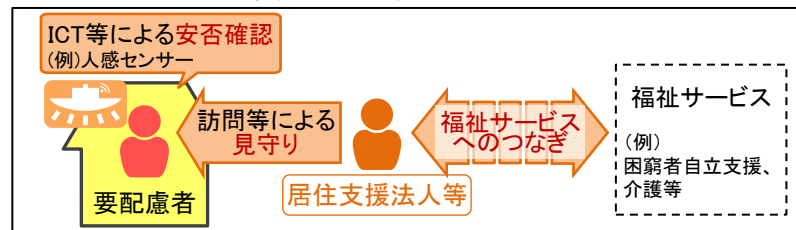
- ・ **居住支援法人等**が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(**居住サポート住宅**)の供給を促進(**市区町村長(福祉事務所設置)等が認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付(※)**を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証**を**原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞



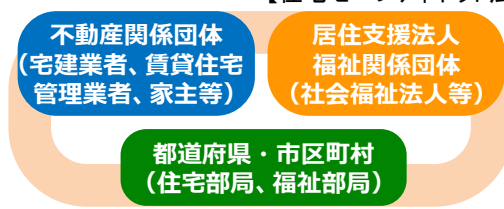
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村**による**居住支援協議会(※)**設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



改正の趣旨

令和7年10月1日施行(予定)

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R7.3末時点:155協議会(全都道府県、117市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例:

- 住宅部局、福祉部局(生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等)
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体(建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等)
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、
日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、
住宅供給公社、都市再生機構(UR)
等の都道府県組織・支部など

1. 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画 ※任意

記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保のための方策
- ・関係機関との連携に関する事項

2. 居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居 住 支 援 協 議 会

構成員

- ・ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・ 社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・ 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・ 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

自立支援協議会等との連携

- ・ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

（ 自 立 支 援 ） 協 議 会

構成員

- ・ 地方公共団体
- ・ 関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

協議事項

- ・ 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・ 住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

③

- ・ （自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかに
なった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

災害救助法改正

2 (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

(1) 現状・課題

- ・ 災害福祉支援ネットワーク及びDWATは全都道府県で構築、配置済みであり、令和6年能登半島地震では全都道府県からDWATが被災地へ派遣されて、避難所で福祉的な支援活動を行った。
- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要がある等とりまとめられており、DWATによる被災者支援に対する期待が高まっている。

(2) 令和7年度取組

- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し、災害時に迅速に活動できるチーム員の養成・体制の整備、保健医療との連携体制の構築等をさらに進めていく。
- ・ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業では、全国研修やブロック会議の実施を予定しており、都道府県間の広域的な連携体制の構築や初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成、応援・受援体制の構築等を進めていく。
- ・ 第217回国会では、災害対策基本法及び災害救助法の改正案が提出されており、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携強化を図るとともに、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されている。

このため、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の見直しにより、支援を必要とする被災者に対して、DWATによる支援が可能となる仕組みを構築していく。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 令和7年度予算案においては、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業により、災害福祉支援コーディネーターの配置や、迅速な初動対応を行うために必要な支援等に必要となる予算を計上したので、活用をお願いする。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了解願いたい。
- ・ 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」については、改正次第おって通知するのでご了解願いたい。

災害対策関連法制の見直しの方向性



- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図る。
- このため、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討し、次期通常国会において法案を提出することを目指す。

① 国による災害対応の強化

- ☑ 国は、地方公共団体に対する応援体制を強化
- ☑ 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。
- ☑ 司令塔となる内閣府（防災担当）の機能を強化。



② 福祉的支援等の充実

- ☑ 高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- ☑ 支援につなげるための避難所の運営状況の把握

被災地・被災者



- ☑ 広域避難における避難元及び避難先の情報連携の推進、広域避難者への情報提供の充実。
- ☑ 市町村が行う被災者台帳作成について、都道府県が支援。

④ 広域避難への対応

- ☑ デジタル技術を活用し、物資・資材、被災者のニーズや状況をきめ細かく把握し、被災者に対する情報発信を強化
- ☑ 物資の備蓄状況の公表

⑤ 防災DX、備蓄の推進

③ ボランティア団体との連携

- ☑ 被災者支援で自治体等と連携する、NPO・ボランティア団体等の国の事前登録制度を創設。
- ☑ 登録団体は、災害時に自治体等と連携し、避難所運営、炊き出し、被災者からの相談対応等を実施。
- ☑ 国民のボランティア活動の参加を促進。



- ☑ 水道復旧工事について、自治体に代わって技術を有する団体による工事の実施。
- ☑ 水道本管復旧のための土地の立ち入り等
- ☑ 液状化対策の推進
- ☑ 復興まちづくりの推進



⑥ インフラ復旧・復興の迅速化

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
※ 全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会等の福祉関係者や全国知事会等からも要望あり
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応予定

DWAT(災害派遣福祉チーム)



<事務局>

中央センター(現在は全国社会福祉協議会)・都道府県事務局
:DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

(参考) 災害救助法(昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2~4 (略)

(参考) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

派遣、活動

災害救助法

DWAT活動範囲

避難所

在宅・車中泊※

拡大

(法改正)

(ガイドライン改訂)

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

被災地の命と健康を守る保健・医療・福祉の取組（能登半島地震での対応事例）

1 地域保健活動（保健・医療）

- 発災直後は、医療支援チーム(DMATやJMAT等)が被災地の医療ニーズを把握、支援を実施。
- これまで、各地の自治体から派遣されたDHEATが保健所等の指揮調整機能を支援するとともに、保健師等が各市町で作成した住民のリストに基づく、避難所や在宅避難者の健康管理を実施。
(活動実績(累計)):DMAT1,139チーム、DPAT213チーム、JMAT 1,096チーム、災害支援ナース3,040名、JRAT974チーム、DHEAT34自治体(29都道府県・5指定都市)、保健師等チーム延べ15,489人、JDA-DAT1,113チーム
- 被災自治体が自ら保健活動が実施可能な体制を構築できるよう、被災自治体に対する助言等を実施。



DMATによる医療支援（輪島市）



保健師による健康管理（輪島市）

連携

保健・医療・福祉ニーズがある方を把握し、必要な支援につなげる

2 地域の見守り・相談支援（福祉）

- 避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困り事等の相談支援等を実施。
(活動実績(累計)):DWAT:約1,600名
(1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠洲市約950名)
- 支援ニーズの高い在宅高齢者・障害者等に対しては、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉の専門チームが、保健師等と連携しながら戸別訪問を行い、状況確認を実施。現在は、各市町の地域の支援機関と連携しながら、支援ニーズの高い要配慮者への訪問を継続的に実施。
【被災者見守り・相談支援等事業の実績(令和6年1月～令和7年2月)】:支援件数130,029件



1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置

★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例★大規模災害復興法

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）